

横浜市
建設リサイクル法の手引

令和 8 年 5 月

資源循環局事業系廃棄物対策課

はじめに

この手引について

この手引は建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号））に基づく届出及び通知に関する手続方法等をまとめたものです。

また、各主体者（発注者、元請業者、下請業者及び自主施工者）の同法に基づく義務関係をまとめたページから、その各詳細がまとめられたページを引くことで関係事項を確認することができます。

届出等の手続や解体工事・新築工事等の建設工事における適正な分別解体等及び再資源化等を行うに当たり、この手引をご活用ください。

【ご注意】 解体工事業の登録について

建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録事務は横浜市ではなく神奈川県で行っています。当該登録に関するお問い合わせは、P. 61「参考資料2 関係窓口及び神奈川県内の届出窓口について」にある解体工事業の登録の窓口へご連絡ください。

建設リサイクル法の目的

《建設リサイクル法第1条より》

この法律は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

建設リサイクル法の制定背景

《環境省ホームページ 建設リサイクル法の概要より》

出典：<https://www.env.go.jp/recycle/build/gaiyo.html>

近年、廃棄物の発生量が増大し、廃棄物の最終処分場のひっ迫及び廃棄物の不適正処理等、廃棄物処理をめぐる問題が深刻化しています。建設工事に伴って廃棄されるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の建設廃棄物は、産業廃棄物全体の排出量及び最終処分量の約 2 割を占め（平成 13 年度）、また不法投棄量の約 6 割を占めています（平成 14 年度）。さらに、昭和 40 年代の建築物が更新期を迎え、今後建設廃棄物の排出量の増大が予測されます。この解決策として、資源の有効な利用を確保する観点から、これらの廃棄物について再資源化を行い、再び利用していくため、平成 12 年 5 月に建設リサイクル法が制定されました。

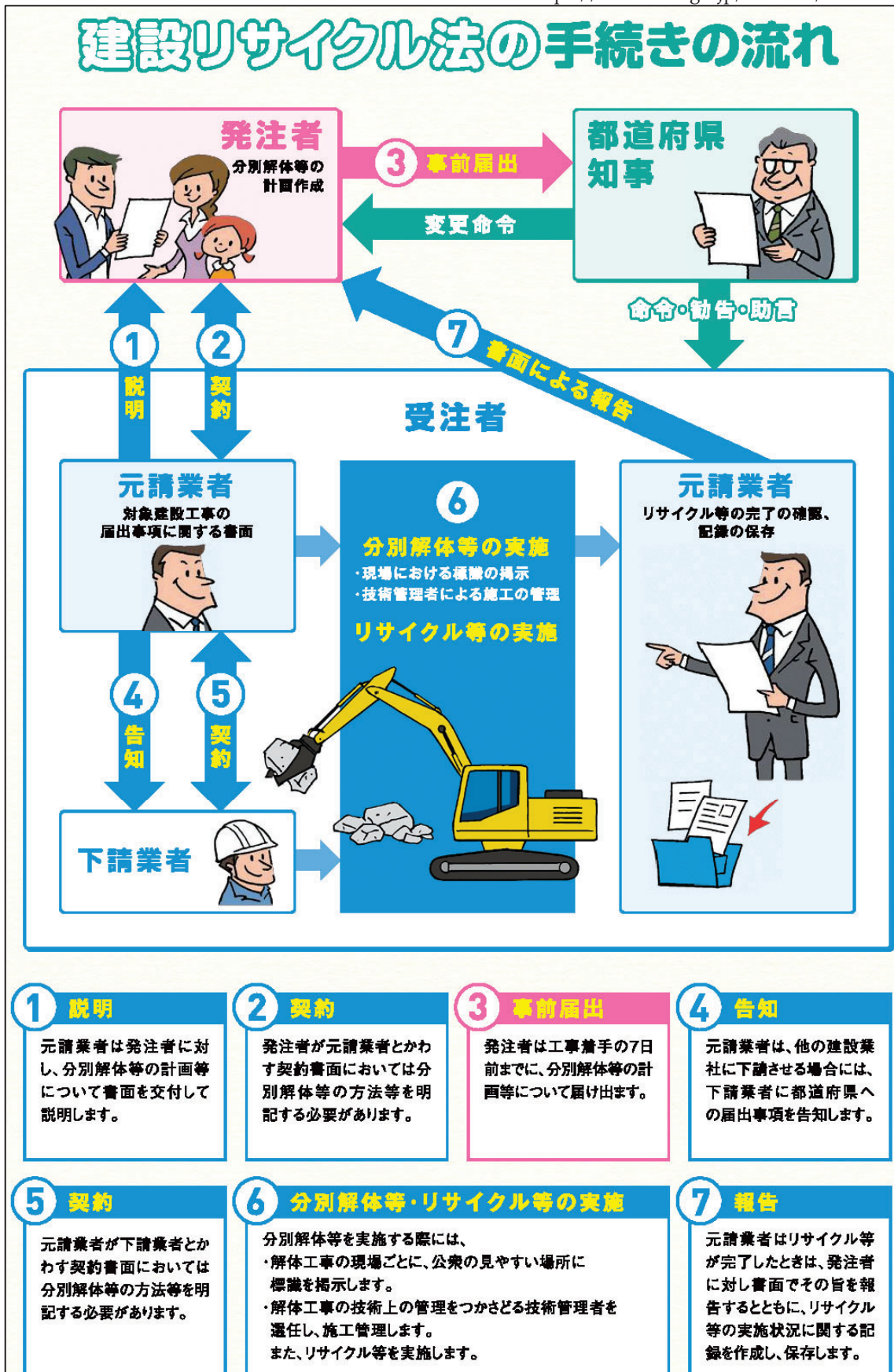
《 目 次 》	ページ
はじめに	
01 各主体者の必要な手続・義務等について	1～5
01-1 建設リサイクル法に基づく手続等のポイント【発注者編】	2
01-2 建設リサイクル法に基づく手続等のポイント【元請業者編】	3
01-3 建設リサイクル法に基づく手続等のポイント【下請業者編】	4
01-4 建設リサイクル法に基づく手続等のポイント【自主施工者編】	5
02 建設リサイクル法の届出(又は通知)対象工事が確認する	6～10
02-1 建設リサイクル法の届出(又は通知)対象工事となるかの確認方法	6
02-2 特定建設資材について	6
02-3 通知の対象となる公共工事について	6
・ 対象工事の判定フロー図	7
・ 建築物に該当するもの、しないもの参考図解	8
・ 面積の算定及び工事の種類に関する補足等	9
・ 特定建設資材の具体例	10
03 受付窓口等のご案内	11～12
03-1 受付窓口のご案内	11
03-2 提出方法のご案内	12
04 届出の必要書類及び留意事項等について	13～15
04-1 届出の必要書類について	13
04-2 届出に関するご案内及び留意事項について	14～15
05 届け出た内容を変更又は取り止める場合について	16～17
05-1 届け出た内容を変更する場合の手続	16
05-2 届け出た工事を取り止める場合について	17
06 届出以外の義務について	18～21
06-1 発注者への説明義務について(法第12条第1項)	18
06-2 下請業者への告知義務について(法第12条第3項)	18
06-3 工事請負契約書への書面の追加添付義務について(法第13条第1項)	19
06-4 分別解体等の実施義務について(法第9条第1項)	20
06-5 特定建設資材廃棄物の再資源化等義務について(法第16条)	21
06-6 発注者への再資源化等状況の報告義務について(法第18条第1項及び第2項)	21
07 解体工事を請け負う場合の許可等について	22
08 解体工事に関する留意事項について	23～25
08-1 工事着手前の留意事項について	23
08-2 工事施工時の留意事項について	24～25
09 様式及び参考様式	26～43
10 様式の記入例	44～54
11 よくあるQ&A	55～60
《参考資料1》 国土交通省掲載の建設リサイクル法Q&Aについて	60
《参考資料2》 関係窓口及び神奈川県内の届出窓口について	61
《参考資料3》 最新の建設リサイクル法等の条文を確認したい時	62

01 各主体者の必要な手続・義務等について

建設リサイクル法の手続全体の流れは下図のようになっています。

出典：環境省「建設リサイクル法 廃棄物の適正処理とリサイクルの推進に向けて」より抜粋

<https://www.env.go.jp/content/900532464.pdf>



01-1 建設リサイクル法に基づく手続等のポイント【発注者編】

(1) 建設リサイクル法に基づく届出対象の工事が確認する

発注しようとする建設工事のうち建設リサイクル法（以下「法」という。）に定める一定規模・金額以上となる工事（以下「対象建設工事」という。）については、その**工事着手の7日前までに発注者から行政庁へ届出が必要**となります。対象建設工事となるかについてはP.7のフロー図を使用し確認できます。

(2) 建設工事を請け負う元請業者から建設リサイクル法に基づく説明を受ける

対象建設工事を請け負う元請業者は、発注者へ分別解体等の計画や工事の工程の概要等を説明する義務があります。発注者は工事契約前に元請業者からその説明を受けてください。

なお、その説明は書面又は電子ファイルを交付し行う必要があるため、その書面等が交付されていない場合は必ず元請業者にその交付を求めてください。

詳細はP.18「06-1 発注者への説明義務について(法第12条第1項)」をご確認ください。

(3) 建設工事の請負契約書に建設リサイクル法に基づく追加の書面が添付されているか確認する

対象建設工事の請負契約書には建設業法に定める書面以外に、利用する再資源化施設名称等が記載された追加書面（電子上の契約の場合は電子ファイル）の添付が必要となっています。発注者はその書面が添付されていることを確認してください。

詳細はP.19「06-3 工事請負契約書への書面の追加添付義務について(法第13条第1項)」をご確認ください。

(4) 建設リサイクル法に基づく届出書を提出する

対象建設工事は行政庁への届出が必要となり、その届出義務は発注者にあります。元請業者等に届出手続を委任する場合は委任状を届出書に添付してください。

詳細はP.11「03 受付窓口等のご案内」及びP.13「04 届出の必要書類及び留意事項等について」をご確認ください。

(5) 工事着手前に届出内容に変更があった場合は変更届出書を提出する

工事着手前に届出内容の変更があった場合は、その工事着手の7日前までに発注者から行政庁へその旨の届出が必要となります。元請業者等に届出手続を委任する場合は委任状を変更届出書に添付してください。なお、発注者や元請業者、工事の場所が変わる等の**工事に関する前提が変更となる場合は、新たに届け出る必要があります**のでご注意ください。

詳細はP.16「05 届け出た内容を変更又は取り止める場合について」をご確認ください。

(6) 元請業者から特定建設資材廃棄物の再資源化等について報告を受ける

対象建設工事で排出される木材、コンクリート及びアスファルト・コンクリートが廃棄物となったもの（特定建設資材廃棄物）はその工事受注者（元請業者又は下請業者）で再資源化等を行うことが義務づけられ、それに関する報告を発注者は元請業者より受けることとなります。

詳細はP.21「06-6 発注者への再資源化等状況の報告義務について(法第18条第1項及び第2項)」をご確認ください。

01-2 建設リサイクル法に基づく手続等のポイント【元請業者編】

(1) 建設リサイクル法に基づく届出対象の工事を請け負う場合は発注者へ法に基づく説明を行う

建設リサイクル法（以下「法」という。）の対象となる工事（以下「対象建設工事」という。）を請け負う場合、その工事契約前に法に基づく説明を発注者へ書面又は電子ファイルを交付して行う必要があります。対象建設工事となるかについてはP.7のフロー図を使用し確認できます。

詳細はP.18「06-1 発注者への説明義務について(法第12条第1項)」をご確認ください。

(2) 建設工事の請負契約書に建設リサイクル法に基づく書面を添付する

対象建設工事の請負契約書（下請契約含む）には建設業法に定める書面以外に、利用する再資源化施設名称等が記載された追加書面（電子上の契約の場合は電子ファイル）の添付が必要となっています。

詳細はP.19「06-3 工事請負契約書への書面の追加添付義務について(法第13条第1項)」をご確認ください。

(3) 建設リサイクル法に基づく届出書を提出する（※発注者から委任を受けた場合）

対象建設工事はその**工事着手の7日前までに行政庁への届出が必要**となります。その届出手続を発注者から委任された場合は、届出書に委任状を添付し提出してください。

詳細はP.11「03 受付窓口等のご案内」及びP.13「04 届出の必要書類及び留意事項等について」をご確認ください。

(4) 工事着手前に届出内容に変更があった場合は変更届を提出する（※発注者から委任を受けた場合）

工事着手前に届出内容の変更があった場合は、その工事着手の7日前までに行政庁へその旨の届出が必要となります。その届出手続を発注者から委任された場合は、変更届出書に委任状を添付し提出してください。なお、発注者や元請業者、工事の場所が変わる等の**工事に関する前提が変更となる場合は、新たに届け出る必要があります**のでご注意ください。

詳細はP.16「05 届け出た内容を変更又は取り止める場合について」をご確認ください。

(5) 下請業者に建設工事を請け負わせる場合は届出内容を告知する

請け負った対象建設工事の全部又は一部を他の業者に請け負わせる場合は、その業者に対し法に基づき届出内容を告知する必要があります。

詳細はP.18「06-2 下請業者への告知義務について(法第12条第3項)」をご確認ください。

(6) 建設工事において分別解体等を行う

対象建設工事の受注者（元請業者又は下請業者）は法に基づき分別解体等を行う必要があります。分別解体等に関する事前調査、着手前の事前措置、施工計画についての基準は法規則で定められています。

詳細はP.20「06-4 分別解体等の実施義務について(法第9条第1項)」をご確認ください。

(7) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行い、発注者への報告する

対象建設工事の受注者（元請業者又は下請業者）は排出される木材、コンクリート及びアスファルト・コンクリートが廃棄物となったもの（特定建設資材廃棄物）について再資源化等を行うことが義務づけられ、元請業者はそれに関する報告を発注者へ行う必要があります。

詳細はP.21「06-5 特定建設資材廃棄物の再資源化等義務について(法第16条)」、「06-6 発注者への再資源化等状況の報告義務について(法第18条第1項及び第2項)」をご確認ください。

01-3 建設リサイクル法に基づく手続等のポイント【下請業者編】

(1) 下請業者として建設工事を請け負う場合は元請業者から届出内容の告知を受ける

建設リサイクル法（以下「法」という。）の対象となる工事（以下「対象建設工事」という。）の全部又は一部を下請として請け負う場合は、法に基づき元請業者から届出内容が告知されます。その告知方法は口頭でも可能となっていますが、トラブルを防止するために書面等による告知を受けるようお願いいたします。対象建設工事となるかについてはP.7のフロー図を使用し確認できます。

詳細はP.18「06-2 下請業者への告知義務について(法第12条第3項)」をご確認ください。

(2) 建設工事の請負契約書に建設リサイクル法に基づく書面を添付する

対象建設工事の請負契約書（下請契約含む）には建設業法に定める書面以外に、利用する再資源化施設名称等が記載された追加書面（電子上の契約の場合は電子ファイル）の添付が必要となっています。

詳細はP.19「06-3 工事請負契約書への書面の追加添付義務について(法第13条第1項)」をご確認ください。

(3) 建設リサイクル法に基づく届出書を提出する（※発注者から委任を受けた場合）

対象建設工事はその**工事着手の7日前までに行政庁への届出が必要**となります。その届出手続を発注者から委任された場合は、届出書に委任状を添付し提出してください。

詳細はP.11「03 受付窓口等のご案内」及びP.13「04 届出の必要書類及び留意事項等について」をご確認ください。

(4) 工事着手前に届出内容に変更があった場合は変更届を提出する（※発注者から委任を受けた場合）

工事着手前に届出内容の変更があった場合は、その工事着手の7日前までに行政庁へその旨の届出が必要となります。その届出手続を発注者から委任された場合は、変更届出書に委任状を添付し提出してください。なお、発注者や元請業者、工事の場所が変わる等の**工事に関する前提が変更となる場合は、新たに届け出る必要があります**のでご注意ください。

詳細はP.16「05 届け出た内容を変更又は取り止める場合について」をご確認ください。

(5) 建設工事において分別解体等を行う

対象建設工事の受注者（元請業者又は下請業者）は法に基づき分別解体等を行う必要があります。分別解体等に関する事前調査、着手前の事前措置、施工計画についての基準は法規則で定められています。

詳細はP.20「06-4 分別解体等の実施義務について(法第9条第1項)」をご確認ください。

(6) 特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う

対象建設工事の受注者（元請業者又は下請業者）は排出される木材、コンクリート及びアスファルト・コンクリートが廃棄物となったもの（特定建設資材廃棄物）について再資源化等を行うことが義務づけられています。

詳細はP.21「06-5 特定建設資材廃棄物の再資源化等義務について(法第16条)」をご確認ください。

01-4 建設リサイクル法に基づく手続等のポイント【自主施工者編】

(1) 建設リサイクル法に基づく届出対象の工事が確認し届出書を提出する

建設工事のうち建設リサイクル法（以下「法」という。）に定める一定規模・金額以上となる工事については法に基づき、その**工事着手の7日前までに自主施工者から行政庁へ届出が必要**となります。対象建設工事となるかについてはP.7のフロー図を使用し確認できます。

なお、代理者に届出手続を委任する場合は委任状を届出書に添付してください。

詳細はP.11「03 受付窓口等のご案内」及びP.13「04 届出の必要書類及び留意事項等について」をご確認ください。

(2) 工事着手前に届出内容に変更があった場合は変更届を提出する

工事着手前に届出内容の変更があった場合は、その工事着手の7日前までに自主施工者から行政庁へその旨の届出が必要となります。代理者に届出手続を委任する場合は委任状を変更届出書に添付してください。なお、工事場所の変更等の**工事に関する前提が変更となる場合は、新たに届け出る必要があります**のでご注意ください。

詳細はP.16「05 届け出た内容を変更又は取り止める場合について」をご確認ください。

(3) 建設工事において分別解体等を行う

対象建設工事の自主施工者は法に基づき分別解体等を行う必要があります。分別解体等に関する事前調査、着手前の事前措置、施工計画についての基準は法規則で定められています。

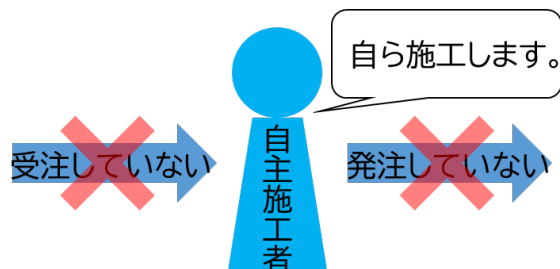
詳細はP.20「06-4 分別解体等の実施義務について(法第9条第1項)」をご確認ください。

(4) 特定建設資材廃棄物の再資源化等に努める

対象建設工事で排出される木材、コンクリート及びアスファルト・コンクリートが廃棄物となったもの（特定建設資材廃棄物）について再資源化等の促進に努めてください。

【補足】「自主施工者」とは

「自主施工者」とは工事の受注を受けて施工するのではなく、自ら所有する物件等の工事を自ら施工する者のことです。また、工事の一部でも他者に請け負わせた場合は自主施工者になりません。



02 建設リサイクル法の届出(又は通知)対象工事が確認する

02-1 建設リサイクル法の届出(又は通知)対象工事となるかの確認方法

次頁のフロー図を使用して対象建設工事となるか確認することができます。

フロー図の補足として P. 8「建築物に該当するもの、しないもの参考図解」及び P. 9「面積の算定及び工事の種類に関する補足等」も掲載しています。

また、P. 55「11 よくあるQ&A」の中に「建設リサイクル法に基づく届出の要否に関するQ&A」がありますので、そちらもご確認ください。

02-2 特定建設資材について

建設リサイクル法で定める特定建設資材は以下の4つです。

- (1) コンクリート
- (2) コンクリート及び鉄からなる資材
- (3) 木材
- (4) アスファルト・コンクリート

特定建設資材の具体例については P. 10「特定建設資材の具体例」をご確認ください。

02-3 通知の対象となる公共工事について

対象建設工事で国等が発注する公共工事は、同法第 10 条に基づく届出ではなく、同法第 11 条に基づき通知する必要があります。

国等に該当するものの例一覧	
国等の名称	補足
国	各省庁及びその出先の事務所（国土交通省関東地方整備局、財務省関東財務局 等）
地方公共団体 (普通地方公共団体及び特別地方公共団体)	県、特別区、政令市等の地方自治体 神奈川県広域水道企業団 等の特別地方公共団体
日本下水道事業団	
独立行政法人 水資源機構	
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	
地方住宅供給公社	神奈川県住宅供給公社 等
地方道路公社	神奈川県道路公社 等
独立行政法人 都市再生機構	
国立大学法人	※公立大学法人は通知でなく届出書の提出が必要です。
独立行政法人 国立高等専門学校機構	
独立行政法人 国立病院機構	※独立行政法人 県立病院機構等は通知でなく届出書の提出が必要です。

下記のいずれかの工事に該当しますか。

- (1) 特定建設資材を用いた建築物又は建築物以外の工作物の解体工事
(2) 特定建設資材を使用する建築物又は建築物以外の工作物の新築工事等(解体工事以外の工事)
【※ 特定建設資材:コンクリート、コンクリート及び鉄からなる資材、木材、アスファルト・コンクリート】

該当する

該当しない

届出
不要

工事の対象はどちらですか。

建築物(※1)の工事

建築物以外
の工作物の工事

請負金額(※2)は税込で
500万円以上ですか。

はい

いいえ

届出
必要

届出
不要

工事の種類はどれに
該当しますか。

解体工事

新築又は
増築工事

左記以外の工事
(修繕・模様替等工事)

解体する床面積(※3)
の合計は80㎡以上です
か。

はい

いいえ

届出
必要

要綱の
届出(※4)

建築又は増築する床面
積(※3)の合計は500
㎡以上ですか。

はい

いいえ

届出
必要

届出
不要

請負金額(※2)は税込
で1億円以上ですか。

はい

いいえ

届出
必要

届出
不要

※1 「建築物」とは建築基準法に規定する建築物をいいます。

《建築基準法第2条第1号》

建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

《建築基準法第2条第3号》

建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

※2 自主施工の場合の請負金額の考え方について

仮に請負工事とした場合における適正な請負代金の額で対象規模以上となるかを判断してください。

※3 床面積の考え方について

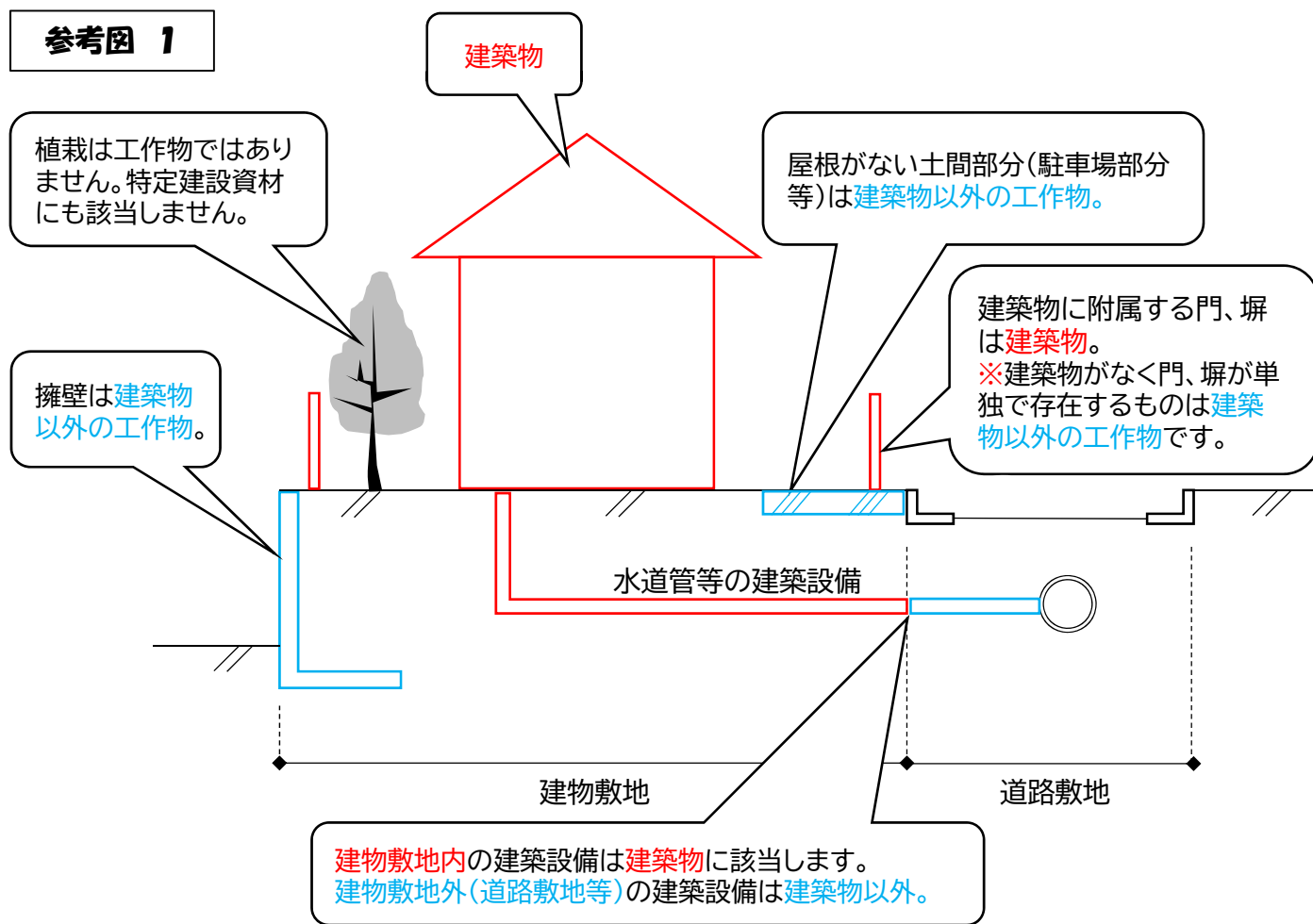
建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積です。屋根付きのカーポート、地下車庫等は建築物です。それらを合わせて解体又は新築・増築を行う場合はその床面積が算入されているか確認してください。

※4 床面積の合計が80㎡未満の建築物の解体工事について「解体工事届出書」の提出を求めています。

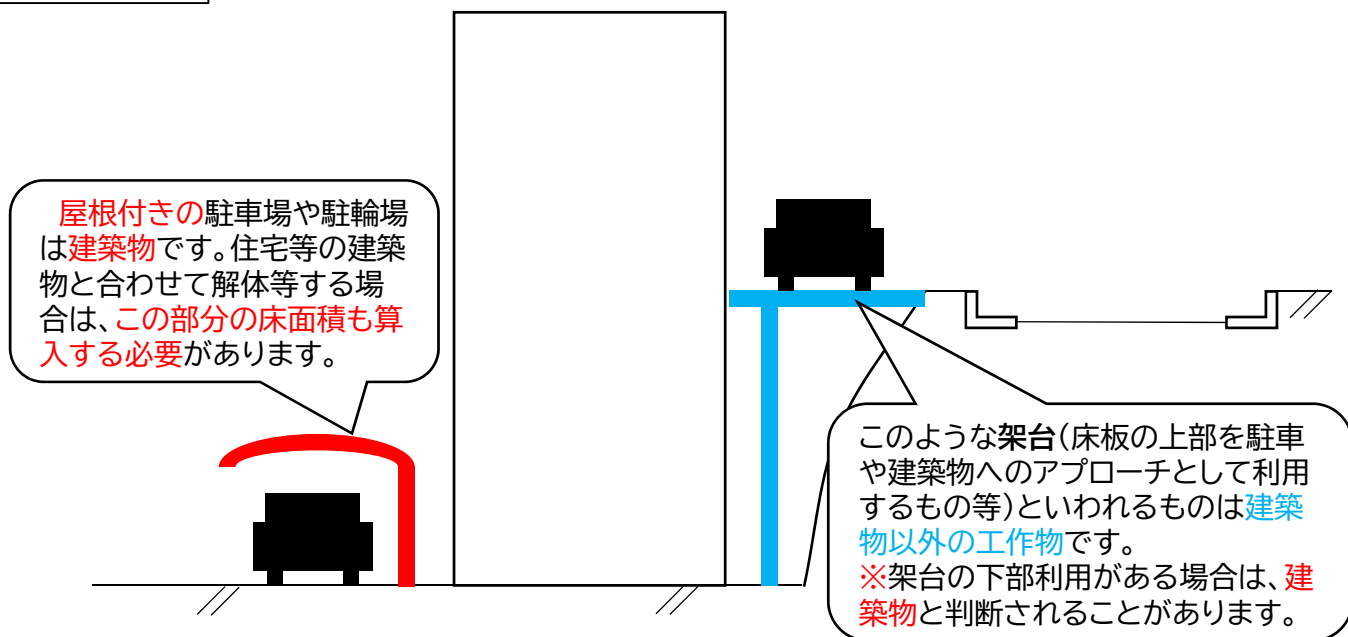
横浜市では「横浜市 建築物の解体工事に係る指導要綱」に基づき横浜市内で行う小規模な建築物の解体について、同要綱に基づき「解体工事届出書」の提出を求めています。

建築物に該当するもの、しないもの 参考図解

参考図 1



参考図 2



面積の算定及び工事の種類に関する補足等

工事内容	補足内容	該当する 工事の種類
建築物の一部を解体する(※1)	その工事で解体する部分の床面積の合計で届出の対象かを判断します。	建築物の解体工事
建築物の床を解体する(※1)	エレベーターの設置工事等で床を解体する場合、解体する床面積の合計で届出の対象かを判断します。	建築物の解体工事
屋根を解体する(※1)	その工事で屋根版まで解体する場合は、解体する部分の直下の階の床面積の合計で届出の対象かを判断します。	建築物の解体工事
屋根のふき材の交換を行う	その工事に特定建設資材を使用する場合には、工事の請負金額で届出の対象かを判断します。	建築物の 修繕・模様替等工事 (※2)
物置を解体する	解体する部分の床面積で届出の対象かを判断します。 ただし、特定建設資材を用いていないスチール製の簡易な物置で基礎を設置せず据え置くタイプのもの等は届出の対象外です。	建築物の解体工事
火災にあった建築物を解体する	P.57「よくあるQ&A」のQ8に取扱いを示していますのでご確認ください。	建築物の解体工事 又は 建築物以外の工作物の解体工事
リフォーム工事(内外装の撤去と新設)をする	その工事に特定建設資材を使用する場合には、工事の請負金額で届出の対象かを判断します。	建築物の 修繕・模様替等工事 (※2)
建築設備の付帯工事で床版や壁にスリーブを抜く	その工事に特定建設資材を使用する場合には、工事の請負金額で届出の対象かを判断します。	建築物の 修繕・模様替等工事 (※2)
新築工事の建築設備工事のみ請け負った場合	その工事に特定建設資材を使用する場合には、工事の請負金額で届出の対象かを判断します。	建築物の 修繕・模様替等工事 (※2)

※1 「建設リサイクル法」と「横浜市 建築物の解体工事に係る指導要綱」（床面積の合計が80㎡未満の建築物の解体工事）で対象建設工事の考え方が異なります。P.59「よくあるQ&A」のQ21をご確認ください。

※2 「建築物の修繕・模様替等工事」とは建築物の解体工事、新築工事又は増築工事以外の工事をいいます。

【特定建設資材の具体例】

資材名	規格	特定建設資材に ○:該当 ×:非該当 該当する場合はその法令上の種類	
プレキャスト鉄筋コンクリート製品(PC版等)	JIS A 5372	○	コンクリート及び鉄から成る建設資材
無筋コンクリート、有筋コンクリート		○	コンクリート
コンクリートブロック	JIS A 5406	○	コンクリート
コンクリート平板、U字溝等の二次製品		○	コンクリート 又は コンクリート及び鉄から成る建設資材
コンクリート製インターロッキングブロック		○	コンクリート
間知ブロック		○	コンクリート
テラゾブロック	JIS A 5411	○	コンクリート
軽量コンクリート		○	コンクリート
レジンコンクリート		×	
セメント瓦	JIS A 5401	×	
モルタル		×	
軽量気泡コンクリートパネル(ALCパネル)	JIS A 5416	×	
窯業系サイディング(押し出し成形板)	JIS A 5422	×	
普通れんが、化粧れんが	JIS R 1250	×	
繊維強化セメント板(スレート板)	JIS A 5430	×	
粘土瓦		×	
焼成タイル		×	
セメント処理混合物、粒度調整砕石、 再生粒度、調整砕石、クラッシュラン、 再生クラッシュラン		×	
アスファルト混合物、 再生加熱アスファルト混合物、 改質再生アスファルト混合物		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト処理混合物、 再生加熱アスファルト処理混合物		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト・ルーフィング		×	
木材		○	木材
木製コンクリート型枠(リース材含む)		○	木材
木製の梱包材		×	※梱包材は建設資材でない。
合板	JAS	○	木材
パーティクルボード	JIS A 5908	○	木材
集成材(構造用集成材)	JAS	○	木材
繊維板(インシュレーションボード、MDF、ハードボード)	JIS A 5905	○	木材
木質系セメント板(木毛・木片)	JIS A 5404	×	
竹		×	
樹脂混入木質材(ハウスメーカー製品)		×	

「国土交通省 建設リサイクル法質疑応答集(案) 令和4年1月更新 Q1及び15」を参考に作成
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0303/page_030308faq.htm

03 受付窓口等のご案内

03-1 受付窓口のご案内

【受付窓口】

横浜市資源循環局 事業系廃棄物対策課 管理係

横浜市中区本町6-50-10(市庁舎 23階 南側フロア)

TEL 045-671-3446 FAX 045-663-0125



【入館方法】

市庁舎3階の受付で入館証を取得していただき、Bエレベータで23階に上がりましたら南側緑色の案内表示に従い、自動ドアを入り受付窓口へお越しください。

【受付時間】

平日 月曜日～金曜日（祝日・休日・12月29日～1月3日は受付を行っておりません。）

8:45～12:00、13:00～17:15

※12:00～13:00は受付を行っておりません。ご了承ください。

※閉庁時間になると自動ドアが施錠され入室できなくなるため時間に余裕をもってお越しください。

【ご注意】

- (1) 受け付けている建設リサイクル法等に基づく届出書等は**横浜市内での建設工事のものに限ります。**
- (2) 横浜市及び本市以外の行政庁にまたがる工事の場合、その本市以外の行政庁への届出も別途必要となります。
- (3) 区役所や建築局での受付は行っておりません。

【受付窓口ホームページ URL・二次元バーコード】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/recycle/01ken-re.html>



03-2 提出方法のご案内

届出書等の提出については窓口への持参又は郵送のどちらか都合がよろしい方をご利用ください。郵送を利用される場合は下記の諸注意等をご確認ください。

【受付窓口で提出する】

受付窓口で直接提出される場合は、前頁の「03-1 受付窓口のご案内」にある受付窓口にお越しいただき提出してください。提出にあたり事前予約は不要です。

また、ゴールデンウィーク前や年末は例年受付窓口が混雑します。受付にお時間を要する場合がありますので余裕をもってお越しください。

【郵送等で提出する】(※電子メールでの受付は行っておりません。)

【宛 先】

郵便番号 231-0005
横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所 23 階
横浜市資源循環局 事業系廃棄物対策課 管理係
TEL 045-671-3446

【郵送等による提出の際のご注意】

<郵便料金の変更に関するご注意>

令和6年10月1日から郵便料金が変わります。郵送時期により返信用封筒に添付する切手料金にご注意ください。郵便料金の変更内容については郵便局のホームページ等をご確認ください。

- (1) 工事着手の**7日前までに当課に必着**となります。郵送等をご利用の際は余裕をもってご提出ください。
- (2) 正本(1部)及び副本(1部)の計2部と、**必要な料金の切手を貼った返信用封筒**を同封してください。
- (3) 到達履歴が残らない発送方法を利用される場合、届出書等が到達しなかったことについての責任は当課で負いかねます。発送状況等履歴が確認できる発送方法の利用を推奨します。
- (4) 受付印を押した副本と届出済シールを合わせて返送いたします。届出済シールは工事現場の標識に貼り付けてください。
- (5) 届出内容に不備等があった場合に担当窓口から問い合わせることがあります。必ずつながりやすい問い合わせ先(会社名、担当者名、電話番号等)を記載してください。
- (6) **送付前には記載漏れ、図書の添付漏れがないか再度ご確認ください。**

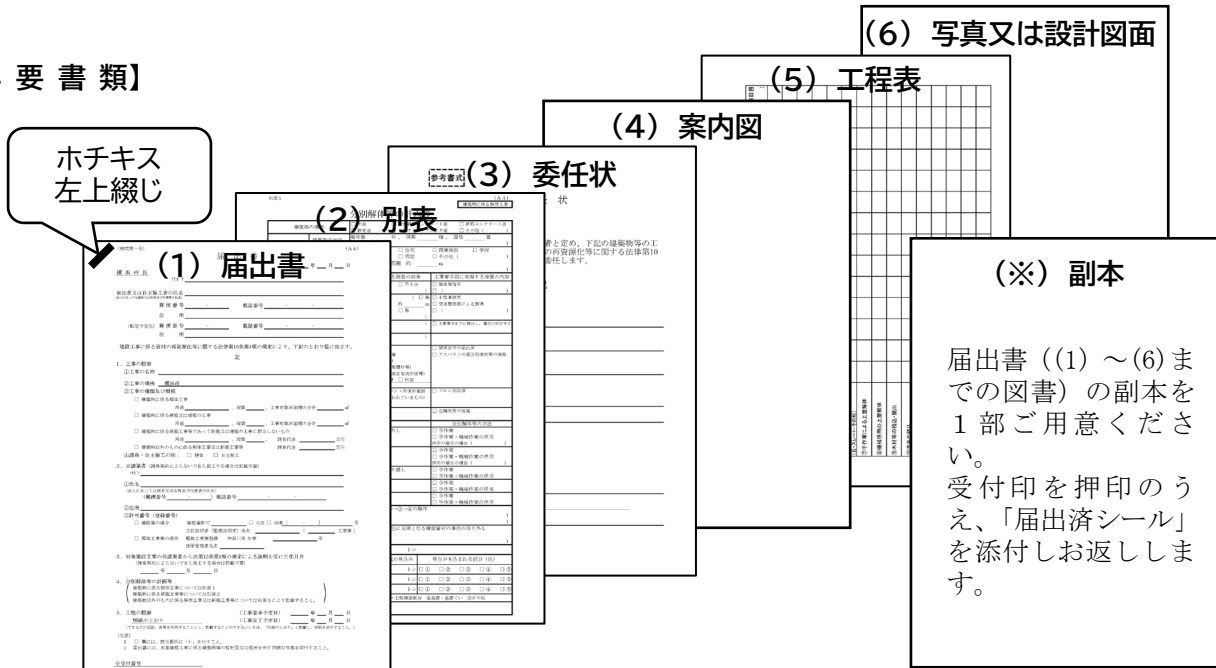
04 届出の必要書類及び留意事項等について

04-1 届出の必要書類について

横浜市内で施工する建設リサイクル法の対象となる建設工事の発注者又は自主施工者は、その**工事着手の7日前までに横浜市長あてに届出が必要**です。

以下の必要書類一式を1部としてまとめ、合計2部（正1部、副1部）作成してください。

【必要書類】



(1) 届出書(様式第1号) (※**変更届の場合は変更届出書(様式第2号)**を添付)

(2) 別表(分別解体等の計画等)

別表1～3のうち該当する建設工事の種類のを添付してください。複数に該当する場合は該当するものを全て添付してください。

(3) 委任状 (※**発注者又は自主施工者ご本人が提出する場合は添付不要**)

(4) 案内図(縮尺目安 1/1500)

工事現場の場所(解体工事については対象の建築物等の位置)がわかる地図等を添付してください。

(5) 工程表

解体工事については参考様式をP.26「09 様式及び参考様式」に掲載しています。

(6) 写真又は設計図面(以下は添付図書の例)

解体工事の場合:解体対象の建築物又は建築物以外の工作物の全体がわかる写真(1～2枚程度)

建築物の新築・増築工事の場合:配置図・各階平面図・立面図

※建売り等で一連の工事として複数棟の建築物を建築する場合は各階平面図・立面図については代表する1棟分のみを添付で結構です。ただし、**配置図については各棟分必要**ですのでご注意ください。

建築物の修繕・模様替工事等の場合:工事内容(リフォームや補修、建築設備工事内容等)のわかる図面

建築物以外の工作物の工事の場合(解体工事を除く):工事内容のわかる設計図又は工事概要等

宅地造成工事の場合は宅地造成計画平面図、舗装工事の場合は舗装位置図及び道路標準構造図 等

04-2 届出に関するご案内及び留意事項について

(1) 届出書の様式の入手先

受付窓口（P. 11「03 受付窓口等のご案内」参照。）で配布している他、以下のホームページからダウンロードすることができます。

【様式のダウンロードページ URL・二次元バーコード】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/recycle/ken-red.html>



(2) 工事着手の7日前の計算の仕方

〇月8日に着手したい場合、〇月1日が工事着手の7日前になります。この7日には土日・祝日、年末年始の閉庁日（12月29日～1月3日）も含んで数えます。

着手の7日前が土日・祝日等の場合は、その直前の開庁日までの提出をお願いします。

なお、**工事着手にはその工事のための仮設工事も含まれます**のでご注意ください。

〇月1日(木)	〇月2日(金)	〇月3日(土)	〇月4日(日)	〇月5日(月)	〇月6日(火)	〇月7日(水)	〇月8日(木)
提出日				祝日			最短着手日

(3) 変更届出書に関するご注意

工事着手前に届出内容に変更が生じた場合は変更届出書の提出が必要です。提出期限は届出書同様に工事着手の7日前までとなります。なお、変更内容によっては届出書の新たな提出が必要となる場合がありますのでご注意ください。詳細はP. 16「05-1 届け出た内容を変更する場合の手続」をご確認ください。

(4) 届け出た工事を取り止める場合について

P. 17「05-2 届け出た工事を取り止める場合について」をご確認ください。

(5) 届出書提出前の事前調査の徹底について

分別解体等を行うにあたり、建設リサイクル法施行規則第2条第1号に定める事項について**事前調査を行う必要があります**。調査対象は建設工事に係る建築物等、周辺状況、作業場所、搬出経路、**残存物品(残置物)**及び**石綿等の付着物**等についてです。

特に吹付け石綿や石綿含有建材の有無等については、大気汚染防止法等の関係法令が制度強化により改正等されています。石綿の関係法令に関する手続と合わせ、石綿に関する事前調査の徹底をお願いします。次頁に石綿に関する参考資料を掲載していますのでそちらもご確認ください。

【大気汚染防止法に関するお問合せ】

大気汚染防止法に関する手続等のお問い合わせは、P. 61「**参考資料 2**」 **関係窓口及び神奈川県内の届出窓口について**にある大気汚染防止法関係の窓口へご連絡ください。

《石綿に関する参考資料》

【資料1】 廃石綿等に該当する石綿建材の具体例

区分	石綿建材の具体例	製造期間	密度(g/cm ³)
石綿含有吹付け材	吹付け石綿	—	—
	石綿含有吹付けロックウール (乾式・湿式)	—	—
	石綿含有ひる石吹付け材	—	—
	石綿含有パーライト吹付け材	—	—
石綿含有保温材	石綿保温材	1960～1978	0.3 以下
	石綿含有けいそう土保温材	～1974	0.5 以下
	石綿含有パーライト保温材	1965～1974	0.2 以下
	石綿含有ひる石保温材	～1987	—
	石綿含有けい酸カルシウム保温材	1940～1983	0.22 以下
	石綿含有水練り保温材	～1988	—
石綿含有断熱材	屋根用折版裏石綿断熱材	1958～1983	0.5 以下
	煙突石綿断熱材	1964～1991	
石綿含有耐火被覆材	石綿含有耐火被覆板	～1983	
	石綿含有けい酸カルシウム版第2種	～2004	

注) 製造期間において、石綿を現場にて混合調整して使用する建材は“—”と表記する。

出典：「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（令和3年3月 環境省環境再生・資源循環局）表1-1より

【資料2】 主な石綿含有成形板の製造期間、使用箇所等

製品の種類	製造期間 (西暦)	主な使用箇所	代替製品の 使用開始年
石綿含有スレート（波板・ボード）	1931～2004 [※]	屋根、外壁、内壁	1988～
石綿含有住宅屋根用化粧スレート	1961～2004 [※]	屋根	—
石綿含有サイディング	1960～2004 [※]	外壁	1973～
石綿含有けい酸カルシウム板第1種	1960～2004	内壁、天井	1984～
石綿含有パルプセメント板	1958～2004 [※]	内壁、天井	1987～
石綿含有スラグ石膏板	1978～2003 [※]	内壁、天井	1993～
石綿含有耐火被覆板 (けい酸カルシウム板第2種も含む)	1963～1990	鉄骨	1973～
石綿含有押出成形セメント板	1970～2004 [※]	外壁、内壁、天井、床	1992～
石綿含有ビニル床タイル	1952～1987	床	—

※ 各建材メーカーによって製造期間は異なっているが、参考までに建材業界全体としての最長製造期間を示す。

出典：「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（令和3年3月 環境省環境再生・資源循環局）表2-2より

05 届け出た内容を変更又は取り止める場合の手続について

05-1 届け出た内容を変更する場合の手続

工事着手前に届出内容の変更があった場合は、その**工事着手の7日前までに発注者から行政庁へその旨の届出が必要**となります。ただし、発注者や元請業者、工事の場所が変わる等の**工事に関する前提が変更となる場合は、新たに届出する必要があります**のでご注意ください。

なお、届出内容等に錯誤があった場合の対応については受付窓口にご相談ください。

【補足】 変更届出書の提出が**必要ないもの**の例

(1) 電話番号が変更される場合について

電話番号の変更について変更届出書の提出は不要です。ただし、届出内容について問い合わせることがございますので、電話番号の変更については受付窓口にご連絡ください。

(2) 工期が延長した場合について

工事着手前後を問わず、工事完了予定日の変更については変更届出書の提出は不要です。なお、工事完了予定日の変更についてご連絡いただいた場合は本市で別途記録を残しています。

(3) 建設業に基づく許可又は建設リサイクル法に基づく登録を更新した場合について

届出時点から工事着手までの間に許可等の更新を行い、更新年度部分の数字が変更となる場合、それによる変更届出書の提出は不要です。

③許可番号（登録番号）

建設業の場合 建設業許可 神奈川県 大臣 知事（特 - **3**） △△△△ 号
主任技術者（監理技術者）氏名 横浜 花子（建築 工事業）

解体工事業の場合 解体工事業登録 神奈川県 知事 _____ 号
技術管理者氏名 _____

【変更届出書の必要書類】

(1) **変更届出書**

※代理者が提出する場合のみ

ホチキス
左上綴じ

+

(2) **委任状**

(3) **別表**

※変更届用のもの

(4) **案内図**

(5) **工程表**

(6) **写真又は設計図面**

(※) **副本**

変更届出書の副本を1部ご用意ください。受付印を押印し返却します。
※「届出済シール」は既に交付したものをそのまま使用してください。

(3)～(6)は**変更が生じたもののみ**添付する。

- ・ 上記の書類一式を1部としてまとめ、合計2部（正1部、副1部）作成してください。
- ・ 書類(1)及び(3)は様式左側に変更箇所チェック欄がある変更用の様式を使用してください。
- ・ 変更箇所は変更箇所チェック欄をチェックし、変更以外の記載事項も必ず記入してください。

05-2 届け出た工事を取り止める場合について

(1) 建設リサイクル法第 10 条に基づく届出の取止めについて

なんらかの事情により **工事着手前に工事を取り止める場合**は、P. 11「03 受付窓口等のご案内」にある受付窓口へその旨ご連絡いただくようご協力ください。

ご連絡いただいた際、受付番号を確認いたしますので、お控えに記載の受付番号を事前にご確認ください。

また、交付しました「届出済シール」は返却不要ですので処分してください。

(2) 建設リサイクル法第 11 条に基づく通知書(公共工事)の取止めについて

通知済みの公共工事を取り止める場合は、別途記録を行っておりますので担当部署等から P. 11「03 受付窓口等のご案内」にある受付窓口へその旨ご連絡ください。

06 届出以外の義務について

06-1 発注者への説明義務について(法第 12 条第1項)

元請業者は建設リサイクル法（以下「法」という。）の対象となる建設工事（以下「対象建設工事」という。）を請け負う場合、その工事契約前に発注者へ以下の内容を説明する必要があります。なお、この説明を行った日は届出書の記載事項となりますので記録等をお控えください。

【1 説明事項】

法で定める以下の事項について説明が必要です。

- (1) 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- (2) 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- (3) 工事着手の時期及び工程の概要
- (4) 分別解体等の計画
- (5) 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

上記説明事項については、届出書の添付書類である「別表1～3 分別解体等の計画等」（該当するものに限る）及び「**工程表**」を作成することで説明事項を満たした書面を作成することができます。

【2 説明方法】

上記説明事項が記載された書面を交付して説明を行います。ただし、発注者の承諾が得られる場合は書面に替えて電子ファイルを交付することもできます。

06-2 下請業者への告知義務について(法第 12 条第3項)

下請業者に対象建設工事を請け負わせる場合は、元請業者は法に基づき届け出られた届出書（変更届出書含む）の内容を下請業者に告知する必要があります。

【1 告知事項】

法で定める告知事項は届出書（又は変更届出書）の内容一式です。

届出書一式の写しを使用することで告知内容を満たすことができます。

【2 告知方法】

告知方法については口頭でも可能ですが、トラブルを防止するために書面又は電子データによる告知をお願いします。

06-3 工事請負契約書への書面の追加添付義務について(法第 13 条第1項)

対象建設工事の請負契約書（下請契約含む）には建設業法に定める書面以外に、法に定める追加書面を添付し、**署名又は記名押印をして相互に交付する**必要があります。

なお、発注者においては法第 6 条（発注者の責務）に基づき、追加書面に記載される再資源化等に要する費用等の適正負担をし、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めていただくようお願いいたします。

【1 追加書面の記載事項】

法で定める追加書面には以下の事項の記載が必要です。

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 再資源化等に要する費用

(1) **分別解体等の方法**については、届出書に添付する「別表 1～3 分別解体等の計画等」における、「工程ごとの作業内容及び解体方法」又は「工程ごとの作業内容」欄部分の記載事項と同内容のものを記載してください。

工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	① 建築設備・内装材等 建築設備・内装材等の取り外し □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	② 屋根ふき材 屋根ふき材の取り外し □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③ 外装材・上部構造部分 外装材・上部構造部分の取り壊し □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④ 基礎・基礎ぐい 基礎・基礎ぐいの取り壊し □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤ その他 () その他の取り壊し □ 有 □ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

(3) **再資源化等をするための施設の名称及び所在地**については、特定建設資材廃棄物に関する記載のみで結構です。施設の名称及び所在地と合わせ、対象の施設に搬入する特定建設資材廃棄物の種類の記載もお願いします。

なお、特定建設資材廃棄物が排出されない場合はその旨を記載してください。

【2 電子ファイルによる対応】

契約の当事者間で合意があれば、電子上の契約書に追加図書の電子ファイルを添付し相互に交付することもできます。

06-4 分別解体等の実施義務について(法第9条第1項)

対象建設工事を行う者(自主施工者、元請業者及び下請業者)は法第9条1項に定める分別解体等を行う必要があります。分別解体等については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則(建設リサイクル法施行規則)」第2条に具体的な基準が定められています。

【1 施行規則に定める分別解体等に係る施工方法等に関する基準】

(1) 事前調査から工事着手前の措置についての基準

- ① 建設工事に係る建築物等、周辺状況、作業場所、搬出経路、**残存物品(残置物)**及び**石綿等の付着物**等について調査する。
- ② 上記の調査に基づいて分別解体等の計画を作成する。(分別解体等については届出書に添付する別表1～3 分別解体等の計画等」を作成することで計画への記載事項を満たすことができます。)
- ③ 上記の分別解体等の計画に従って、作業場所・搬出経路の確保や残存物品(残置物)の搬出確認、付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材廃棄物に係る分別解体等の適正な実施のための措置を行う。

(2) 建築物に係る解体工事の工程についての基準

建築物の解体について以下の手順での解体が必要です。

- ① 建築設備・内装材等の取り外し【**原則、手作業による解体**】
- ② 屋根ふき材の取り外し【**原則、手作業による解体**】
- ③ 外装材並びに基礎及び基礎ぐい以外の構造耐力上主要な部分の取り壊し。
- ④ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

施工の技術上、上記の手順によることが困難な場合(以下の「**例**」参照)はこれによらず解体することができます。なお、この例外規定は**工期や費用面を理由にすることはできません**のでご注意ください。

【例】

- ・屋根が腐食しており、屋根上での作業が危険で困難であるため上部構造部分と合わせて取り壊す 等

(3) 建築物以外の工作物に係る解体工事の工程についての基準

建築物以外の工作物の解体について以下の手順での解体が必要です。

- ① さく、照明設備、標識等の附属物の取り外し
- ② 基礎及び基礎ぐい以外の部分の取り壊し
- ③ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

(2)と同様に施工の技術上、上記の手順によることが困難な場合はこれによらず解体することができます。なお、この例外規定は**工期や費用面を理由にすることはできません**のでご注意ください。

【2 正当な理由により分別解体等の実施をしないとき】

法に基づき分別解体等を原則行う必要がありますが、以下のような正当な理由がある場合にはこの限りではありません。**工期や費用面を理由にすることはできません**のでご注意ください。

【例】

- ・有害物で建築物等が汚染されている場合
- ・災害で建築物等が倒壊しそうな場合で、分別解体を実施することが危険な場合 等

06-5 特定建設資材廃棄物の再資源化等義務について(法第 16 条)

対象建設工事の受注者（元請業者及び下請業者）は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う必要があります。

P. 59「11 よくあるQ&A」Q20「CCA処理木材等の再資源化困難な特定建設資材廃棄物はどのように処理すればよいですか」についてもご確認ください。

06-6 発注者への再資源化等状況の報告義務について(法第 18 条第1項及び第2項)

対象建設工事の元請業者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、発注者に対して法に定める事項を報告し、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成して保存する必要があります。

なお、発注者は上記報告を受けた際に**再資源化等が適正に行われなかったと認める**ときは法第 18 条第 2 項に基づき、横浜市内の建設工事については横浜市長に対してその旨を申告し、適切な措置をとるべきことを求めることができます。当該申告等については届出書の提出窓口へご連絡ください。

【1 報告事項】

法で定める報告には特定建設資材廃棄物について以下の事項の記載が必要です。

- (1) 再資源化等が完了した年月日
- (2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- (3) 再資源化等に要した費用

(1) **再資源化等が完了した年月日**については、マニフェストに記載されている再資源化を行う施設における処分を終了した年月日と考えて差し支えありません。

【2 報告方法】

上記報告事項が記載された書面を交付して報告を行います。ただし、発注者の承諾が得られる場合は書面に替えて電子ファイルを交付することもできます。

【3 記録の保存期間】

当該再資源化等の実施状況については記録を作成し、その保管が必要です。保管期間について法に定めはありませんが、マニフェストの保管期間と同じ5年間の保管をお願いします。

07 解体工事を請け負う場合の許可等について

建築物等の工作物の解体工事を受注する事業者（下請業者を含む）は、**原則、建設業法に基づく許可等が必要です。**

工事を発注する場合は、元請業者及びその下請業者が、その許可等を受けていることを必ずご確認ください。

解体工事を業とする場合に必要な主な許可等	
1	営業所を設ける都道府県知事の建設業法に基づく「 解体工事業 」等の許可
2	業を行う区域を管轄する都道府県知事の建設リサイクル法に基づく「 解体工事業の登録 」

横浜市内の解体工事を東京都知事の解体工事業登録のある業者に発注したけど、神奈川県知事の登録が必要だったの！？
どうしよう・・・神奈川県に登録も持ってるかな・・・
えっ！**工事の規模が大きい**と登録ではなく、**建設業法の許可が必要なの！？**



【補足1】

建設業法の改正により、令和元年6月以降「とび・土工工事業」では解体工事を**請け負うことができなくなりました**のでご注意ください。

【補足2】

横浜市では上記の許可及び登録の事務を行っていません。

上記許可及び登録に関する手続等のお問合せは、P. 61「《参考資料 2》関係窓口及び神奈川県内の届出窓口について」にある、建設業の許可等の窓口へご連絡ください。

08 解体工事に関する留意事項について

08-1 工事着手前の留意事項について

(1) 残存物品(残置物)の適正処分について

解体工事の着手前に不用家具・家電等の**残存物品(残置物)については、その所有者が廃棄物処理法等に則って処理する必要があります。**解体工事の受注者(元請業者又は下請業者)は、工事着手前に残存物品が搬出されていることを確認してください。

家庭の残存物品は「一般廃棄物」になります。一般廃棄物処理業の許可を得ていない業者がその廃棄物を処理することは法律で禁じられています。解体工事業の許可等では一般廃棄物の処理はできませんのでご注意ください。

(2) 石綿の事前調査の徹底及びその報告について

石綿に関する関係法令の制度強化により大気汚染防止法等が改正されています。吹付け石綿や石綿含有建材に関する事前調査の徹底及び関係法令に基づく手続を行ってください。

なお、令和4年4月1日以降に着手する工事については、「大気汚染防止法」及び「石綿障害予防規則」の改正により、「石綿事前調査結果報告システム」での石綿の調査結果の報告が必要となっていますのでご注意ください。

【大気汚染防止法に関するお問い合わせ】

大気汚染防止法に関する手続等のお問合せは、P.61「《参考資料2》関係窓口及び神奈川県内の届出窓口について」にある大気汚染防止法関係の窓口へご連絡ください。

【石綿障害予防規則に関するお問い合わせ】

石綿障害予防規則に関する手続等のお問合せは、P.61「《参考資料2》関係窓口及び神奈川県内の届出窓口について」にある、その区域を所管する労働基準監督署の窓口へご連絡ください。

(3) フロン排出抑制法に基づくフロン類の適正処理等について

解体工事等の受注者は、フロン類が使用されている業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の有無の事前確認や、発注者からフロン類引渡しの受託を受けた場合に充填回収業者へのフロン類の回収の依頼等を行う必要があります。

詳細については、国の「フロン排出抑制法ポータルサイト」をご覧ください。

【フロン排出抑制法ポータルサイト URL・二次元バーコード】

<https://www.env.go.jp/earth/furon/>



(4) 工事現場周辺への説明・お知らせ等について

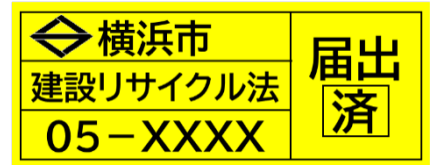
トラブル防止のため工事着手前に工事現場周辺へ、工事内容・予定工期・工事時間帯等についての周知をお願いします。

08-2 工事施工時の留意事項について

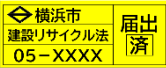
(1) 建設業法等に基づく標識の設置及び届出済シールの貼付について

工事現場には建設業法又は建設リサイクル法に基づく標識の掲示が必要です。標識の掲示がないことにより無届工事でないか等の問合せを受けることが多くなっていますのでご注意ください。
また、標識右下隅等への届出済シールの貼付をお願いします。

【横浜市の届出済シール】



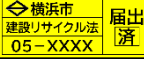
【建設リサイクル法に基づく標識】（※元請業者、下請業者に関わらず掲示）

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

25 cm 以上

35cm 以上

【建設業法に基づく標識】（※元請業者のものを掲示）

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事 許可 () 第 号		
許可年月日			

25 cm 以上

35cm 以上

【補足】届出済シールの再発行について

届出済シールを紛失等してしまった場合で再発行を希望される場合は、事前にその旨ご連絡ください。届出済シールの再発行にはお時間をいただきますので、受取時間等の調整をいたします。

(2) 解体工事現場での養生等について

養生シート・仮囲い・敷鉄板等の設置や散水等により、適切な防塵対策等を行ってください。

(3) 吹付け石綿や石綿含有建材の除却について

吹付け石綿及び石綿含有建材の除去・除却については、石綿の関係法令（大気汚染防止法等）等に基づいた方法で十分注意し行ってください。

また、排出される廃石綿又は石綿含有廃棄物については廃棄物処理法に基づき、適正に処理してください。

【石綿の処理等に関する参考資料について】

【資料1】

環境省ホームページ「石綿（アスベスト）問題への取組」

環境省ホームページ URL・二次元バーコード

<https://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>



【資料2】

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

【厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課】

環境省ホームページ URL・二次元バーコード

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html



【資料3】

石綿含有廃棄物等処理マニュアル【環境省環境再生・資源循環局】

環境省ホームページ URL・二次元バーコード

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>



その他、関係法令を遵守し工事を行ってください。

09 様式及び参考様式

法令で定められた様式

- 届出書（様式第1号）
 - ・ 別表1 分別解体等の計画等【建築物に係る解体工事】
 - ・ 別表2 分別解体等の計画等【建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)】
 - ・ 別表3 分別解体等の計画等【建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)】
- 変更届出書（様式第2号）
 - ・ 別表1 分別解体等の計画等【変更届用】
 - ・ 別表2 分別解体等の計画等【変更届用】
 - ・ 別表3 分別解体等の計画等【変更届用】

参考様式(法令で様式の定めがないもの)

○ 委任状

代理者が提出する場合に添付が必要です。横浜市に提出するものについては委任者の押印は不要です。
(また、押印に替えて委任者が自署する必要もありません。)

○ 解体工事工程表（建築物用）

任意に作成されたものを添付しても支障ありません。ただし、解体工事については少なくとも別表にある工程①～⑤の工期が明示されたものを添付してください。

○ 法第12条第1項による説明書

法に定める説明事項が満足しているものであれば、任意に作成されたものを使用しても支障ありません。また、発注者の了承が得られる場合は書面によらず電子データを使用することもできます。

○ 法第12条第3項による告知書

法令上は口頭でもよいこととなっていますが、トラブル防止のため書面又は電子データの使用をお願いいたします。

○ 法第13条及び省令第7条に基づく書面(※建築物に係る解体工事の場合の一例)

法に定める事項が満足しているものであれば、任意に作成されたものを使用しても支障ありません。また、発注者の承諾が得られる場合は書面によらず電子データを使用することもできます。

○ 法第18条第1項による再資源化等報告書

法に定める報告事項が満足しているものであれば、任意に作成されたものを使用しても支障ありません。また、発注者の承諾が得られる場合は書面によらず電子データを使用することもできます。

その他の様式

○ 通知書（国等の公共工食用）

届出書

_____年__月__日

横浜市長

フリガナ _____

発注者又は自主施工者の氏名 _____
(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

郵便番号 _____ 電話番号 _____

住 所 _____

(転居予定先) 郵便番号 _____ 電話番号 _____

住 所 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

①工事の名称 _____

②工事の場所 横浜市 _____

③工事の種類及び規模

建築物に係る解体工事

用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m²

建築物に係る新築又は増築の工事

用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m²

建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

請負代金 _____ 万円

④請負・自主施工の別： 請負 自主施工

2. 元請業者（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

フリガナ _____

①氏名 _____

(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 _____) 電話番号 _____

②住所 _____

③許可番号（登録番号）

建設業の場合 建設業許可 _____ 大臣 知事 (_____) _____ 号

主任技術者（監理技術者）氏名 _____ (_____ 工事業)

解体工事業の場合 解体工事業登録 神奈川県 知事 _____ 号

技術管理者氏名 _____

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日

(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

_____年__月__日

4. 分別解体等の計画等

(建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3により記載すること。)

5. 工程の概要

(工事着手予定日) _____年__月__日

別紙のとおり _____

(工事完了予定日) _____年__月__日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

1 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

※受付番号 _____

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 _____ 年、棟数 _____ 棟 その他 (_____)		
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 (_____) 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他 (_____)		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所		作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他 (_____)	
	搬出経路		<input type="checkbox"/> 隣地等借用 <input type="checkbox"/> (_____)	
	特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)		<input type="checkbox"/> 有 (_____) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 小型車使用 <input type="checkbox"/> 交通整理員による誘導 <input type="checkbox"/> (_____)	
	（修繕・模様替工事のみ） 他法令関係	石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	<input type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(耐火被覆材等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有成形板等) <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 内装 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 関係法令の届出済 <input type="checkbox"/> アスベストの適正処理対策の実施
		フロン(フロン排出抑制法)	<input type="checkbox"/> 有 (業務用エアコン・冷凍冷蔵庫のうちフロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> フロン回収済
その他(近隣対策等)		<input type="checkbox"/> 近隣対策の実施		
工程ごとの作業内容	工程	作業内容		
	① 造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	② 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	③ 上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	④ 屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑤ 建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
⑥ その他 (_____)	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	使用部分又は発生が見込まれる部分(注)	
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	量の見込み トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	量の見込み トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	量の見込み トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				
備考				

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

変更届出書

_____年__月__日

変更
箇所

横浜市 長

フリガナ _____

発注者又は自主施工者の氏名 _____
(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

郵便番号 _____ - _____ 電話番号 _____ - _____

住 所 _____

(転居予定先) 郵便番号 _____ - _____ 電話番号 _____ - _____

住 所 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

①工事の名称 _____

②工事の場所 横浜市

③工事の種類及び規模

建築物に係る解体工事
用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m²

建築物に係る新築又は増築の工事
用途 _____、階数 _____、工事対象床面積の合計 _____ m²

建築物に係る新築工事等であつて新築又は増築の工事に該当しないもの
用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____ 万円

④請負・自主施工の別： 請負 自主施工

2. 元請業者（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

フリガナ _____

①氏名 _____

(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 _____ - _____) 電話番号 _____ - _____

②住所 _____

③許可番号（登録番号）

建設業の場合 建設業許可 _____ 大臣 知事 (_____ - _____) _____ 号
主任技術者（監理技術者）氏名 _____ (_____ 工事業)

解体工事業の場合 解体工事業登録 神奈川県 知事 _____ 号
技術管理者氏名 _____

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日

(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

_____年__月__日

4. 分別解体等の計画等
(建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3により記載すること。)

5. 工程の概要 (工事着手予定日) _____年__月__日

別紙のとおり (工事完了予定日) _____年__月__日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

- 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。
- 届出書に添付した対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真に変更がある場合には、新たな設計図又は写真を添付すること。

分別解体等の計画等

変更箇所		分別解体等の計画等					
		建築物の構造		<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造	
				<input type="checkbox"/> 鉄骨造	<input type="checkbox"/> コンクリートブロック造	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/>	建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 _____ 年、棟数 _____ 棟、屋根 _____ 葺 その他 ()				
<input type="checkbox"/>		周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 () 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他 ()				
<input type="checkbox"/>	建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容			
<input type="checkbox"/>		作業場所		作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他 ()	<input type="checkbox"/> 隣地等借用 <input type="checkbox"/> ()		
<input type="checkbox"/>		搬出経路		障害物 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他 ()	<input type="checkbox"/> 小型車使用 <input type="checkbox"/> 交通整理員による誘導 <input type="checkbox"/> ()		
<input type="checkbox"/>		残存物品		<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 工事着手までに搬出し、適正に処分する		
<input type="checkbox"/>		特定建設資材への付着物		<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無			
<input type="checkbox"/>		他法令関係	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	<input type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(耐火被覆材等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有成形板等) <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 内装 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 関係法令の届出済 <input type="checkbox"/> アスベストの適正処理対策の実施		
<input type="checkbox"/>			フロン (フロン排出抑制法)	<input type="checkbox"/> 有 (業務用エアコン・冷凍冷蔵庫のうちフロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> フロン回収済		
<input type="checkbox"/>	その他 (近隣対策等)				<input type="checkbox"/> 近隣対策の実施		
<input type="checkbox"/>	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法		
		①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()		
		②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()		
		③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
		④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
<input type="checkbox"/>	⑤その他 ()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用			
<input type="checkbox"/>	工事の工程の順序	<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他 () その他の場合の理由 ()					
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合	①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由 ()					
<input type="checkbox"/>	建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン				
<input type="checkbox"/>	廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分 (注)		
			<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤		
			<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤		
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤			
<input type="checkbox"/>	(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他						
<input type="checkbox"/>	備考						

分別解体等の計画等

変更箇所	<input type="checkbox"/> 使用する特定建設資材の種類 <input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材	
	<input type="checkbox"/> 建築物の状況 築年数 _____ 年、棟数 _____ 棟 その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 周辺状況 周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 (_____) 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他 (_____)
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果 工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所 作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 隣地等借用 <input type="checkbox"/> (_____)
	搬出経路 障害物 <input type="checkbox"/> 有 (_____) <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 _____ m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 小型車使用 <input type="checkbox"/> 交通整理員による誘導 <input type="checkbox"/> (_____)
	特定建設資材への付着物 (修繕・模様替工事のみ) <input type="checkbox"/> 有 (_____) <input type="checkbox"/> 無	
	(修繕・模様替工事のみ) 他法令関係 石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則) <input type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(耐火被覆材等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有成形板等) <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 内装 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 関係法令の届出済 <input type="checkbox"/> アスベストの適正処理対策の実施
	フロン (フロン排出抑制法) <input type="checkbox"/> 有 (業務用エアコン・冷凍冷蔵庫のうちフロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> フロン回収済
その他 (近隣対策等)	<input type="checkbox"/> 近隣対策の実施	
工程ごとの作業内容	工程 作業内容	
	① 造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	② 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	③ 上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	④ 屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	⑤ 建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
⑥ その他 (_____)	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類 量の見込み 使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
	<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
	<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
	<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他		
備考		

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

分別解体等の計画等

変更箇所	工作物の構造 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	工事の種類		<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材			
	工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____ 年 その他 ()			
		周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 () 敷地境界との最短距離 約 _____ m その他 ()			
	工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容		
		作業場所		<input type="checkbox"/> 隣地等借用 <input type="checkbox"/> ()		
		搬出経路		<input type="checkbox"/> 小型車使用 <input type="checkbox"/> 交通整理員による誘導 <input type="checkbox"/> ()		
		特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)				
		(繕解体 他工事・維持 法令の関 係) 石綿 (大気汚染防 止法・ 安全衛生法 石綿則)	<input type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(耐火被覆材等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有成形板等) <input type="checkbox"/> 無			
	その他 (近隣対策等)		<input type="checkbox"/> 近隣対策の実施			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容		分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
		①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
		②土工	土工 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
		③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
		④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
		⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
	工事の工程の順序 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他 () その他の場合の理由 ()			
	工作物に用いられた建設資材の量の見込み (解体工事のみ)		トン			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)		
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ②	<input type="checkbox"/> ③
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ④	<input type="checkbox"/> ⑤	<input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ①	<input type="checkbox"/> ②	<input type="checkbox"/> ③
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他						
備考						

参考様式

委任状

私は、都合により次の者を代理者と定め、下記の建築物等の工事について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条に基づく届出その他の手続きを委任します。

記

【代理者名】

【代理者住所】

【電話番号】

— —

【工事の名称】

【工事の場所】

年 月 日

【委任者住所】

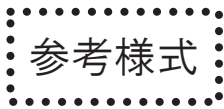
フリガナ

【委任者氏名】

解体工事工程表

着手日 年 月 日

作業内容	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目	13日目	14日目
	() () ()	() () ()	() () ()	() () ()	() () ()	() () ()	() () ()	() () ()	() () ()	() () ()	() () ()	() () ()	() () ()	() () ()
①養生シート等の設置														
②重機の搬入														
③障害物の除却														
④建具、畳等の撤去														
⑤石膏ボード等内装材の手壊し														
⑥手作業による屋根材取り外し (瓦・スレート・その他)														
⑦手作業による上屋解体														
⑧機械併用の上屋解体														
⑨木材等の積込・搬出														
⑩混廃の積込														
⑪基礎・土間の解体														
⑫その他の取り壊し														
⑬コンクリート塊の積込・搬出														
⑭養生シート等の撤去														
⑮整地・完了														



説 明 書

年 月 日

(発注者)

様

(工事を請け負おうとする者・法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

氏名

(郵便番号 —) 電話番号 — —

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1 説明内容 添付資料のとおり

2 添付資料

①別表 (別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表1 (建築物に係る解体工事)

別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事))

②その他の別添資料 (添付する場合)

工程表



告 知 書

年 月 日

(下請負人)

様

(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

氏名

(郵便番号 —) 電話番号 — —

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第3項の規定により、下記のとおり、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について告知します。

記

1. 添付資料

- ① 届出書 (様式第一号に必要事項を記載したもの)
- ② 別表 (別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの)
 - 別表1 (建築物に係る解体工事)
 - 別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))
 - 別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))
- ③ 工程の概要を示す資料
 - 案内図
 - 工程表

参考様式

法第13条及び省令第7条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

1 分別解体等の方法

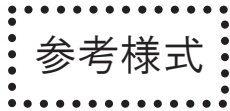
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい。

2 解体工事に要する費用 _____ 円 (税込)
(受注者の見積金額)

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 別紙のとおり
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい。)

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円 (税込)
(受注者の見積金額)



参考様式

再資源化等報告書

年 月 日

(発注者)

様

(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

氏名

(郵便番号

—

) 電話番号

—

—

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 再資源化等が完了した年月日 _____ 年 月 日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名 称	所 在 地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 万円 (税込み)

通 知 書

年 月 日

横浜市長

(工事発注者) 発注者職氏名: _____
住 所 : _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所属名			
	フリガナ			
	担当者職氏名			
	電話番号		内線	
工事の内容	工事の名称			
	工事の場所			
	工事の概要	工事の種類		建築物に係る解体工事
				建築物に係る新築又は増築の工事
				建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
				建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 () 注1
	工事の規模	建築物に係る解体工事 用途 _____ 階数 _____ 工事対象床面積 _____ m ² 建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____ 階数 _____ 工事対象床面積 _____ m ² 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途 _____ 階数 _____ 請負代金 _____ 万円(税込) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____ 万円(税込)		
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
	工事着手予定日: 平成 年 月 日			
請負者	会社名			フリガナ
	所在地	〒		現場代理人氏名
	電話番号		内線	FAX

注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。
(例: 舗装、築堤、土地改良等)

10 様式の記入例

記入例一覧

○ 届出書(様式第1号)

- ・ 別表1 分別解体等の計画等【建築物に係る解体工事】
- ・ 別表2 分別解体等の計画等【建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)】
- ・ 別表3 分別解体等の計画等【建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)】

※ 変更届出書及び別表(変更届用)の記入方法は届出書等と基本的に同様です。ただし、変更届出書及び別表(変更届用)の様式左側に変更箇所を明示するためのチェック欄がありますので、該当する変更箇所のチェック欄に✓を入れてください。

なお、変更内容が変更届の対象となるかについては別途P.16「05 届け出た内容を変更又は取り止める場合の手続について」をご確認ください。

変更箇所	建築物の構造		分別
<input checked="" type="checkbox"/>	建築物の構造	建築物の状況	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨 築年数 その他
<input type="checkbox"/>	建築物に関する調査の結果	周辺状況	周辺 敷地 その他

○ 法第13条及び省令第7条に基づく書面(※建築物に係る解体工事の場合の一例)

届出書

令和3年4月1日

横浜市長

フリガナ ヨコハマ タロウ

発注者又は自主施工者の氏名 横浜 太郎

(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

郵便番号 231 - 0005 電話番号 045 - 671 - XXXX

住所 横浜市中区本町6丁目50-10

(転居予定先) 郵便番号 - 電話番号 - -

住所 (未定)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

①工事の名称 横浜太郎邸解体工事及び共同住宅新築工事

②工事の場所 横浜市中区本町6丁目50-10

③工事の種類及び規模

- 建築物に係る解体工事
用途 専用住宅、店舗、階数 2、工事対象床面積の合計 150 m2
建築物に係る新築又は増築の工事
用途 共同住宅、階数 5、工事対象床面積の合計 550 m2
建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
用途、階数、請負代金 万円
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等
請負代金 500 万円

④請負・自主施工の別: 請負 自主施工

2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ ヨコハマジロウケンセツ ヨコハマジロウ

①氏名 株式会社 横浜次郎建設 代表取締役 横浜 次郎

(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 231 - 0017) 電話番号 045 - 671 - 0000

②住所 横浜市中区港町1-1

③許可番号(登録番号)

- 建設業の場合 建設業許可 神奈川県 知事(特-3) 号
主任技術者(監理技術者)氏名 横浜 花子 (建築 工事業)
解体工事業の場合 解体工事業登録 神奈川県 知事 号
技術管理者氏名

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日

(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

令和3年3月20日

4. 分別解体等の計画等

- 建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3により記載すること。

5. 工程の概要

(工事着手予定日) 令和3年4月15日

別紙のとおり

(工事完了予定日) 令和4年6月31日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

- 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。
届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

※受付番号

記入例

届出書

提出日を記入してください。※作成日ではありません。「元号」、「西暦」どちらでも可。

令和3年4月1日

横浜市長

フリガナ ヨコハマ タロウ

個人の氏名については、ひらがな、カタカナ又は漢字で記入してください。

発注者又は自主施工者の氏名 横浜 太郎

(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

郵便番号 231 - 0005 電話番号 045

住所 横浜市中区本町6丁目5

転居予定先は一時的なものも含まれます。未定の場合は「未定」。転居予定がない場合は空欄にしてください。

(転居予定先) 郵便番号 - 電話番号 -

住所 (未定)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により

記

工事の場所については住居表示又は地番で記入してください。地番で記入する場合は代表地番を記入してください。

1. 工事の概要

①工事の名称 横浜太郎邸解体工事及び共同住宅新築工事

②工事の場所 横浜市中区本町6丁目50-10

③工事の種類及び規模

建築物に係る解体工事

用途 専用住宅、店舗、階数 2、工事対象床面積の合計 150 m²

建築物に係る新築又は増築の工事

用途 共同住宅、階数 5、工事対象床面積の合計 550 m²

建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途、階数、請負代金 万円

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

請負代金 500 万円

複数棟ある場合は、すべての用途、最大階数、延床面積の合計を記入してください

工事の種類が複数該当する場合、表紙は1枚にまとめることができます。

④請負・自主施工の別: 請負 自主施工

2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ ヨコハマジロウケンセツ ヨコハマジロウ

現場事務所が設置される場合は、その住所の併記をお願いします。

①氏名 株式会社 横浜次郎建設 代表取締役 横浜 次郎

(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 231 - 0017) 電話番号 045 - 671 - 〇〇〇

建設業法に基づく建設業許可の番号等を記入してください。

②住所 横浜市中区港町1-1

③許可番号(登録番号)

建設業の場合 建設業許可 神奈川県 大臣 知事(特 - 3)

主任技術者(監理技術者)氏名 横浜 花子 ()

解体工事業の場合 解体工事業登録 神奈川県 知事

技術管理者氏名

建設リサイクル法に基づく解体工事業者の登録番号等を記入してください。※建設業法に基づく「解体工事業」の許可ではありません。

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日

(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

令和3年3月20日

元請業者から分別解体等の計画等及び工程などについて、書面で説明を受けた日を記入してください。

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1

建築物に係る新築工事等については別表2

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3により記載すること。

5. 工程の概要

(工事着手予定日) 令和3年4月15日

別紙のとおり

(工事完了予定日) 令和3年6月31日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

1 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付する

工事着手予定日は届出日から7日経過以降の日付であること。

※受付番号

分別解体等の計画等 記入例

建築物の構造		<input checked="" type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造
		<input type="checkbox"/> 鉄骨造	<input type="checkbox"/> コンクリートブロック造	<input type="checkbox"/> その他 ()
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 <u>35</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟、屋根 <u>スレート</u> 葺 その他 ()		
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input checked="" type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 () 敷地境界との最短距離 約 <u>0.5</u> m その他 (<u>住宅密集地</u>)		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他 ()		<input checked="" type="checkbox"/> 隣地等借用 <input checked="" type="checkbox"/> (<u>道路使用許可済</u>)
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>3</u> m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他 (<u>大型車通行不可</u>)		<input checked="" type="checkbox"/> 小型車使用 <input checked="" type="checkbox"/> 交通整理員による誘導 <input type="checkbox"/> ()
	残存物品	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (<u>エアコン等</u>) <input type="checkbox"/> 無		<input checked="" type="checkbox"/> 工事着手までに搬出し、適正に処分する
	特定建設資材への付着物	<input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	他法令関係	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則) <input checked="" type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着 (<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿 (耐火被覆材等) <input checked="" type="checkbox"/> 非飛散性石綿 (石綿含有成形板等) <input checked="" type="checkbox"/> 屋根 <input checked="" type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 内装 <input type="checkbox"/> 無		<input checked="" type="checkbox"/> 関係法令の届出済 <input checked="" type="checkbox"/> アスベストの適正処理対策の実施
	フロン (フロン排出抑制法)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (業務用エアコン・冷凍冷蔵庫のうちフロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 無		<input checked="" type="checkbox"/> フロン回収済
その他 (近隣対策等)			<input checked="" type="checkbox"/> 近隣対策の実施	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤その他 (<u>塀の撤去</u>)	その他の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (<u>上の工程における⑤→①→②→③→④→⑤の順序</u>) その他の場合の理由 (<u>塀を一部先行して解体</u>)		
<input checked="" type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由 ()			
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		40 トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分 (注)
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	25 トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
		<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	10 トン	<input checked="" type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

分別解体

その他の場合は()内にその構造を記入してください。

建築物に係る解体工事

複数棟ある場合は各々について記入してください。

建築物の構造		<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 <u>35</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟、屋根 <u>スレート</u> その他 ()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 () 敷地境界との最短距離 約 <u>0.5</u> m その他 (<u>住宅密集地</u>)	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施	
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他 ()	
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>3</u> m <input checked="" type="checkbox"/> 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 交通整理員による <input type="checkbox"/> その他 (<u>大型車通行不可</u>)	
	残存物品	手前までに搬出	
	特定建設資材への付着物	手前までに搬出	
他法令関係	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 特定建設資材への付着 (<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿 (耐火被覆材等)	
	フロン (フロン排出抑制法)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	その他 (近隣対策等)	<input checked="" type="checkbox"/> 近隣対策の実施	
	関係法令の届出	<input checked="" type="checkbox"/> アスベストの適	
工程	作業内容	分別解体等の方法	
① 建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()	
② 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()	
③ 外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
④ 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
⑤ その他 (<u>塀の撤去</u>)	その他を取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序	<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (<u>上の工程における⑤→①→②→③→④→⑤の順序</u>) その他の場合の理由 (<u>塀を一部先行して解体</u>)		
<input checked="" type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由 ()		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		40 トン	
廃棄物発生見込み	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分 (注)
	リート塊	25 トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤
	コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
	生木材	10 トン	<input checked="" type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
(注) ①建築設備・内装材 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			

周辺環境、その他施工に注意が必要な事項等を記入してください。

作業場所・搬出経路について、作業場所が不十分である等のときはその措置内容を記入してください。

残存物品は、工事着手前までに適正に処分してください。

石綿含有建材が「有」の場合は、該当する箇所にもチェックを入れてください。また、その措置内容についても該当するものにチェックをしてください。

近隣へお知らせ等を行う場合はここをチェックしてください。

令和3年4月1日からフロンに関するチェックも必要になりました。

工程①、②は原則手作業です。機械併用を選択する場合はその理由を記入してください。※工期短縮等は理由として認められません。理由例：トタンの踏抜きの危険性あり等

その他の場合は、その工程順序及び理由を記入してください。

特定建設資材以外も含めた重量を整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)

発生が見込まれる部分にチェックして、量の見込みを整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)

「不可」の場合はその理由を記載してください。

分別解体等の計画書

使用する特定建設資材にチェックしてください。

新築工事の場合この欄の記入は不要です。

周辺環境、その他施工に注意が必要な事項等を記入してください。

作業場所・搬出経路について、作業場所が不十分である等のときはその措置内容を記入してください。

石綿含有建材が「有」の場合は、該当する箇所にもチェックを入れてください。また、その措置内容についても該当するものにチェックをしてください。新築・増築の場合は記入不要。

近隣へお知らせ等を行う場合はここをチェックしてください。

※特定建設資材を使用する請負金額 500 万円以上の宅地造成等の場合は、別途別表3を作成し「建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等」についても届け出る必要があります。

発生が見込まれる部分にチェックして、量の見込みを整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)

使用する特定建設資材の種類		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> 木材		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 _____ 年、棟数 _____ 棟 その他 (_____)		
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input checked="" type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (_____) 敷地境界との最短距離 約 _____ 2 _____ m その他 (幹線道路沿い、交通量多い)		
建築物に関する調査及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所	作業場所 <input checked="" type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 隣地等借用 <input checked="" type="checkbox"/> (道路使用許可) <input type="checkbox"/> 小型車使用 管理員による鉄板の設置	
	搬出経路	障害物 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (未舗装) <input type="checkbox"/> 無		
	特定建設資材への付着物 (修繕・模様替工事のみ)	<input type="checkbox"/> 無		
	(修繕・模様替工事のみ) 他法令関係	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 特定建設資材への付着 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿 (耐火被覆材等)	<input type="checkbox"/> 関係法令の届出済 <input type="checkbox"/> アスベストの適正
		フロン (フロン排出抑制法)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 回収済
	その他 (近隣対策等)		<input checked="" type="checkbox"/> 近隣対策の実施	
工程ごとの作業内容	工程	作業内容		
	① 造成等	造成等の工事	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	② 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	③ 上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	④ 屋根	屋根の工事	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	⑤ 建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
⑥ その他 (仮設)	その他の工事	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
廃棄物発生見込み	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分 (注)
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	1 トン	<input type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	_____ トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	1 トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				
備考				

□ 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表3

工作物の構造 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()	
工事の種類		<input type="checkbox"/> 新築工事 <input checked="" type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input checked="" type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道	
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		<input type="checkbox"/> 新築工事 <input checked="" type="checkbox"/> 維持・修繕工事	
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 () 敷地境界との最短距離 約 0 m その他 (道路上の工事、交通量多)	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	作業場所	工作物に関する調査の結果 作業場所 <input checked="" type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他 ()	工事着手前に実施する措置 <input type="checkbox"/> 隣地等借用 <input checked="" type="checkbox"/> (道路占用許)
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 () <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 4.5 m <input checked="" type="checkbox"/> 交通整理員による交通規制	<input type="checkbox"/> 小型車使用 <input checked="" type="checkbox"/> 交通整理員による交通規制
	特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着物 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(耐火被覆材等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有成形板等)	<input type="checkbox"/> 関係法令の届出 <input type="checkbox"/> アスベストの適正管理
	その他 (近隣対策等)	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 近隣対策の実施
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業
	④本体構造	本体構造 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業
	⑤本体付属品	本体付属品 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業・機械作業
⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他 () その他の場合の理由 ()	
工作物に用いられた建設資材の量の見込み (解体工事のみ)		トン	
廃棄物発生見込量 (注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み
		コンクリート塊	5 トン
		アスファルト・コンクリート塊	100 トン
		建設発生木材	トン
		使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)	
		<input type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
		<input type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
		<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	

解体工事の場合のみチェックしてください。その他の構造の場合は()内に記入してください。

その他の場合は()内に具体的に記入してください。例：宅地造成工事、舗装工事等

「工作物の状況」は新築工事の場合記入不要。

使用する特定建設資材にチェックしてください。解体工事の場合は記入不要。

周辺環境、その他施工に注意が必要な事項等を記入してください。

作業場所・搬出経路について、作業場所が不十分である等の場合は、その措置内容を記入してください。

石綿については、下の「他法令関係」の欄に記入してください。新築工事の場合は記入不要。

石綿含有建材が「有」の場合は、該当する箇所にもチェックを入れてください。また、その措置内容についても該当するものにチェックをしてください。新築工事の場合は記入不要。

近隣へお知らせ等を行う場合はここをチェックしてください。

「分別解体等の方法」は解体工事の場合のみチェックしてください。

本体付属品はさく、照明設備、標識などになります。

解体工事のときのみ記入してください。その他の場合は、その工程の順序及びその理由を記入してください。

発生が見込まれる部分にチェックして、量の見込みを整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)

特定建設資材以外も含めた重量を整数記入してください。(小数点以下四捨五入)

11 よくあるQ&A

1 用語に関するQ&A

Q1 ○○は特定建設資材に該当しますか

2 建設リサイクル法に基づく届出の要否に関するQ&A

Q2 工事着手後、設計変更により建設リサイクル法の対象規模となった建設工事は届出が必要ですか

Q3 一連の工事を2以上の契約に分けて工事契約を結んだのですが、工事契約ごとの規模で届出の対象かどうかを判断すればよいですか

Q4 特定建設資材廃棄物が出なければ建設リサイクル法に基づく届出書の提出は不要ですか

Q5 解体する建築物は登記されていませんが届出書の提出は必要ですか

Q6 解体する建築物の床面積の合計は登記簿に記載されている面積で判断してよいですか

Q7 事故等による緊急工事については届出書の提出が免除されますか

Q8 火災にあった建築物を解体するのですが届出書の提出は必要ですか

3 建設リサイクル法に基づく届出書の記入・提出方法に関するQ&A

Q9 届出書の発注者又は自主施工者の押印は不要ですか。

Q10 届出書に添付する委任状について委任者の押印は不要ですか。

Q11 工事の着手日はどの時点をさすのですか

Q12 複数の工事の種類に該当する場合、届出書をその該当数分作成する必要がありますか

Q13 届出書に不備があった場合はどうなりますか

4 その他の届出に関するQ&A

Q14 届出を行う義務があるのは誰ですか

Q15 解体工事着手前の周辺への事前周知に関する決まりは横浜市にありますか

Q16 届出書の内容に変更があったのですが変更届は必要ですか

Q17 届出をした工事が取止めになったのですが何か手続はありますか

5 公共工事に関するQ&A

Q18 国等から公共工事を請け負ったのですが届出書の提出は必要ですか

Q19 通知書の内容に変更があった場合に変更の通知は必要ですか

6 再資源化に関するQ&A

Q20 CCA処理木材等の再資源化困難な特定建設資材廃棄物はどのように処理すればよいですか

7 横浜市 建築物の解体工事に係る指導要綱(80㎡未満の建築物の解体工事)に関するQ&A

Q21 「建設リサイクル法」と「横浜市 建築物の解体工事に係る指導要綱」での対象建設工事の取扱いはどのように違うのでしょうか

8 その他のQ&A

Q22 解体工事を請け負う場合で元請業者が建設業法に基づく解体工事業等の許可を持っていれば、下請業者は許可等をもっていなくてもよいですか

Q1 ○○は特定建設資材に該当しますか

A P. 10「特定建設資材の具体例」をご確認ください。

Q2 工事着手後、設計変更により建設リサイクル法の対象規模となった建設工事は届出が必要ですか

A 建設リサイクル法に基づく届出が必要です。対象規模となった日から速やかに届出書の提出をお願いします。

【補足】

- ・上記の場合の届出書に添付する「工程表」については、当該工事の既に着手した部分を含む一連の工程表を添付してください。また、その工程表に設計変更により建設リサイクル法の対象となった日を明示してください。
- ・上記の場合の届出書に記載する「工事着手予定日」の欄には、設計変更により建設リサイクル法の対象となった日を記入してください。

Q3 一連の工事を2以上の契約に分けて工事契約を結んだのですが、工事契約ごとの規模で届出の対象かどうかを判断すればよいですか

A 発注者及び元請業者が同一の建設工事で、一連性のある工事については分割契約されていたとしても、工事の種類ごとに一連する全体の規模で届出の対象となるかどうかの判断をする必要があります。なお、工事契約ごとに元請業者が異なる場合は、その契約した工事の規模ごとに届出の対象となるか判断します。

【一連性のある工事の例】

- ・隣接する建築物の複数棟の解体工事
- ・一連する区画内での建築物の複数棟の新築工事
- ・同一路線上で行う舗装、管工事
- ・一連の造成区域での造成工事、擁壁工事 等

Q4 特定建設資材廃棄物が出なければ建設リサイクル法に基づく届出書の提出は不要ですか

A 特定建設資材廃棄物の排出の有無は届出の要否の判断に関係ありません。特定建設資材廃棄物が排出されない場合であっても建設リサイクル法に基づく届出が必要となる場合があります。届出の必要な建設工事に該当するかについては、P. 7のフロー図を使用し確認することができます。

Q5 解体する建築物は登記されていませんが届出書の提出は必要ですか

A 建築物の不動産登記の有無は届出の要否の判断に関係ありません。未登記の物件であっても対象規模以上となる建設工事をその建築物に対して行う場合は、建設リサイクル法に基づく届出が必要です。

Q6 解体する建築物の床面積の合計は登記簿に記載されている面積で判断してよいですか

A 登記簿上の床面積を参考とする場合は、登記簿に付随する建物図面と現状の形状が異ならないか等の確認を行ってください。登記後の増築等について登記内容を更新していない場合もありますのでご注意ください。

Q7 事故等による緊急工事については届出書の提出が免除されますか

A 建設リサイクル法に届出を免除する規定がないため同法に基づく届出が必要となりますが、緊急に対応が必要となるものについては届出がない状況での工事着手もやむを得ないと判断することがあります。ただし、本来提出すべき届出書については横浜市より同法に基づく報告と合わせ、事後であっても提出を求めることとなりますので、緊急工事を行った場合は速やかに届出書の受付窓口（P.11「03 受付窓口等のご案内」参照）にご相談ください。

Q8 火災にあった建築物を解体するのですが届出書の提出は必要ですか

A 火災にあった建築物の解体工事に関する届出の要否については、以下のように判断します。

1 建築物の基礎を除く躯体の全部又は一部が燃え残っている場合

(1) 屋根又は床が燃え残っている場合

屋根又は1階以外の床が燃え残っている場合は、その屋根又は床が架かっている部分の床面積の合計面積が80㎡以上の場合は建設リサイクル法に基づく届出書の提出が必要です。また、その面積が80㎡未満の場合は「横浜市 建築物の解体工事に係る指導要綱」に基づく解体工事届出書の提出をお願いします。（同要綱については建設リサイクル法と取扱いが異なる点があるためQ21もご確認ください）

(2) 屋根及び床が全焼し、その他の躯体(柱又は壁等)のみが燃え残っている場合

床面積が算定できないため建築物の解体工事としては建設リサイクル法及び上記要綱に基づく届出が不要です。ただし、基本的に燃え残るコンクリート基礎部分については建築物以外の工作物として取扱い、その解体工事の請負金額が500万円以上となる場合には、工事の種類が「建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等」に該当するものとして建設リサイクル法に基づく届出書の提出が必要です。

2 建築物の基礎を除く躯体の全部が焼失している場合

基本的に燃え残るコンクリート基礎部分を建築物以外の工作物として取り扱い、その解体工事の請負金額が500万円以上となる場合には、工事の種類が「建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等」に該当するものとして建設リサイクル法に基づく届出書の提出が必要です。

Q9 届出書の発注者又は自主施工者の押印は不要ですか。

A 建設リサイクル法に基づく届出書（様式第一号）及び変更届出書（様式第二号）の発注者又は自主施工者の押印欄は省令改正により廃止され、押印が不要となりました。

Q10 届出書に添付する委任状について委任者の押印は不要ですか。

A 横浜市に提出される建設リサイクル法に基づく届出書又は変更届出書に添付する委任状については、委任者の押印は不要です。（また、押印に代えて委任者が自署する必要もありません。）

なお、委任状の委任者の押印に関する取扱いについては、行政庁により取扱いが異なるため横浜市以外の行政庁に提出されるものについては、その提出先の行政庁にお問い合わせください。

Q11 工事の着手日はどの時点をさすのですか

A 実際に現場で解体工事・新築工事等を開始する日をさし、その工事のための仮設工事も工事の着手に含まれます。ただし、現場での除草や資材搬入などの準備工事は含みません。

Q12 複数の工事の種類に該当する場合、届出書その該当数分作成する必要がありますか

A 1つの届出書で複数の工事の種類の出出をおこなうことができますので、工事の種類ごとに届出書を作成する必要はありません。ただし、工事の種類ごとに発注者及び元請業者の組合せが異なる等の場合は工事の種類ごとに届出書の作成が必要となりますのでご注意ください。

Q13 届出書に不備があった場合はどうなりますか

A 記入漏れや誤記載については窓口での提出時に追記・修正を行っていただきます。不備の内容によっては法律に基づく手続上の義務が履行されていないと判断される場合もありますので、提出前に記載漏れ、必要書類の添付忘れがないかご確認ください。

Q14 届出を行う義務があるのは誰ですか

A 建設リサイクル法に基づく届出書の届出義務は発注者又は自主施工者にあります。届出については代理者に委任することができますが、その代理行為を業として行う場合にはその代理者は一定の資格（行政書士、建築士）が必要となりますのでご注意ください。

Q15 解体工事着手前の周辺への事前周知に関する決まりは横浜市にありますか

A 建設リサイクル法の対象となる解体工事について、事前周知等の方法を定めた条例等はありません。ただし、工事場所周辺でのトラブルを防止するため工事内容、工事期間及び工事時間等に関する近隣説明を行ったうえで施工していただくようお願いいたします。

【補足】

中高層建築物条例の標識（看板）設置後に、既存建築物（※1）の解体工事を行う場合には、解体工事の標識設置と説明が必要です。

（※1 主要構造部が鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のものに限る）

中高層建築物条例の内容については、以下の部署にお問い合わせください。

○ 横浜市建築局 建築指導部情報相談課

横浜市中区本町6-50-10（市庁舎 25 階）

電話:045-671-2350

Q16 届出書の内容に変更があったのですが変更届は必要ですか

A P.16「05-1 届け出た内容を変更する場合の手続」をご確認ください。

Q17 届出をした工事が取止めになったのですが何か手続はありますか

A P.17「05-2 届け出た工事を取り止める場合について」をご確認ください。

Q18 国等から公共工事を請け負ったのですが届出書の提出は必要ですか

A 国等が発注する公共工事については建設リサイクル法に基づく届出書の提出は不要ですが、同法第11条に基づき通知書の提出が必要となります。この通知書の提出義務者は国等になります。

なお、建設リサイクル法12条に基づく発注者への説明、同法第13条に基づく工事契約書への追加書面の添付及び同法第18条に基づく再資源化等に関する発注者への報告は、公共工事の場合であっても元請業者から行う必要がありますのでご注意ください。

Q19 通知書の内容に変更があった場合に変更の通知は必要ですか

A 国等が発注する公共工事については、届出を要する行為をしようとする旨を通知することで足りるため、変更の通知は必要ありません。

変更の通知は必要ありませんが、工期が延長するなど情報提供いただいた場合は本市ではその記録等を行っております。

Q20 CCA処理木材等の再資源化困難な特定建設資材廃棄物はどのように処理すればよいですか

A CCA処理木材を例にすると、処理されている部分とされていない部分に分離・分別が可能な場合はそれを行い、CCA処理がされていない部分については再資源化を工事の受注者は行ってください。分離・分別が困難な場合はCCA処理がなされた可能性がある部分を含めてCCA処理木材とみなして適正に処分してください。

Q21 「建設リサイクル法」と「横浜市 建築物の解体工事に係る指導要綱」での対象建設工事の取扱いはどのように違うのでしょうか

A 「横浜市 建築物の解体工事に係る指導要綱」（以下「要綱」という。）は、特定建設資材の再資源化の促進及び石綿の適正処理等を目的として定めているもので、床面積の合計が80㎡未満の建築物の解体工事について同要綱に基づき解体工事届出書の提出を求めています。

1 以下の工事は**要綱の対象外**になります。

- (1) 建設リサイクル法の対象となる建築物の解体工事
- (2) 建築物の新築又は増築工事
- (3) 建築物の改修工事、修繕工事等（建築物の解体・新築・増築工事いずれにも該当しないもの）
- (4) 建築物以外の工作物に対する工事

2 要綱は建設リサイクル法と異なり、解体する建築物の部分に特定建設資材が使用されていない場合は解体工事届出書の提出は不要となります。（以下の【例】参照）

【例】

基礎が鉄筋コンクリートで躯体が鉄骨造の建築物について、鋼板と鉄骨のみで構成される床を解体した場合、その床面積が80㎡未満のときは、その解体部分に特定建設資材が使用されていないため**要綱による解体工事届出書の提出は不要**です。

ただし、建設リサイクル法の場合は特定建設資材を用いた建築物（例の場合だと基礎部分にコンクリートを用いた建築物と判断される）の解体工事で、その解体する床面積の合計が80㎡以上となるものを届出の対象としているため、上記例において解体する床面積が80㎡以上となる場合は、解体部分に特定建設資材が用いられていなかったとしても**同法に基づく届出書の提出が必要**となります。

Q22 解体工事を請け負う場合で元請業者が建設業法に基づく解体工事業等の許可を持っていれば、下請業者は許可等をもっていなくてもよいですか

A P. 22「07 解体工事を請け負う場合の資格について」をご確認ください。

参考資料1 国土交通省掲載の建設リサイクル法 Q&A について

「11 よくあるQ&A」以外に、国土交通省のホームページで「建設リサイクル法 質疑応答集（案）」が掲載されています。建設リサイクル法に関する基本的な考え方を示したものとなっていますので、こちらも参考にご活用ください。



国土交通省

本文へ 文字サイズ変更 標準 拡大 音声読み上げルビ振り English

検索 検索方法 サイトマップ

ホーム 国土交通省について 報道・広報 政策・法令・予算 オープンデータ お問い合わせ・申請

リサイクル

> 一般の方へ > 業者の方へ > 行政関係者の方へ > その他 > 関連リンク

ホーム > 政策・仕事 > 総合政策 > リサイクル > 建設リサイクル推進施策 関係法令 > 建設リサイクル法 Q&A

建設リサイクル法 Q&A

建設リサイクル法とは

- 建設リサイクルとは

建設リサイクルの現状 (と将来)

- 建設副産物実態調査

建設リサイクル推進施策

- 施策・取組みの経緯
- 審議会等

質疑応答集は、建設リサイクル法に関してこれまでに寄せられた質疑のうち、代表的なものについて基本的な考え方を示したものです。建設工事には非常に多種多様なものがあるため、本質疑応答集が全てをカバーしているわけではありませんが、個々の事例については本質疑応答集に示された基本的な考え方を踏まえて個別に判断いただくと幸いです。なお、本質疑応答集の内容は、今後必要に応じて変更される場合がありますので注意してください。

建設リサイクル法 質疑応答集(案) (PDF 292KB)

Get Adobe Reader PDFファイルを開くためには無料のAdobe Readerが必要です。こちらから入手できます。

出典：国土交通省ホームページ 建設リサイクル法Q&A

(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0303/page_030308faq.htm)

※アクセス時点によりサイトデザイン等が変更されていることがあります。ご了承ください。

【国土交通省ホームページ URL・二次元バーコード】

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0303/page_030308faq.htm



参考資料2 関係窓口及び神奈川県内の届出窓口について

1 関係窓口について

	項目	担当窓口	住所・電話番号
石綿(アスベスト)関係	廃棄物処理法関係 ・市規則に基づく特別管理産業廃棄物(吹付け石綿等)、石綿含有成形板(計1,000㎡以上)を排出する場合の届出	横浜市資源循環局 事業系廃棄物対策課 管理係	横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 23 階 045-671-4090
	大気汚染防止法関係 ・吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を含む解体工事時の届出 ・石綿事前調査結果報告システムでの報告	横浜市みどり環境局 大気・音環境課 大気担当	横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 27 階 045-671-3843
	労働安全衛生法関係 ・労働安全衛生法、石綿障害予防規則に基づく建築物解体時の届出等	横浜南労働基準監督署 (中区、南区、磯子区、港南区、金沢区)	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 9 階 045-211-7375
		鶴見労働基準監督署 (鶴見区：扇島を除く)	横浜市鶴見区鶴見中央 2-6-18 045-501-4968
		川崎南労働基準監督署 (鶴見区扇島)	川崎市川崎区宮前町 8-2 044-244-1271
		横浜北労働基準監督署 (西区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区)	横浜市港北区新横浜 2-4-1 日本生命新横浜ビル 3・4 階 045-474-1252
横浜西労働基準監督署 (戸塚区、栄区、泉区、旭区、瀬谷区、保土ヶ谷区)	横浜市保土ヶ谷区岩井 1-7 保土ヶ谷駅ビル 4 階 045-332-9311		
騒音規制法・振動規制法関係 ・特定建設作業の届出	横浜市みどり環境局 大気・音環境課 騒音担当	横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 27 階 045-671-2485	
建設業の許可 解体工事業の登録	神奈川県県土整備局 建設業課 建設業審査グループ	中区日本大通 33 神奈川県 住宅供給公社ビル 5 階 045-285-3218	
建設系廃棄物マニフェストの入手先	一般社団法人 神奈川県建設業協会	横浜市中区太田町 2-22 045-201-8451	

2 神奈川県内の届出窓口について

横浜市の建設工事に関する建設リサイクル法の届出は横浜市では受け付けできません。横浜市外における神奈川県内の届出窓口については同県ホームページでご確認ください。

【建設リサイクル法の届出等窓口一覧表 神奈川県ホームページ URL・二次元バーコード】

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4071/todokede/madoguchi/index.html>



参考資料3 最新の建設リサイクル法等の条文を確認したい時

1 最新の建設リサイクル法等の確認方法

国の運営するポータルサイト「e-GOVポータル」の**法令検索**より、最新の建設リサイクル法等を確認することができます。



出典：e-GOVポータルトップ画面 (<https://www.e-gov.go.jp/>)

※アクセス時点によりサイトデザイン等が変更されていることがあります。ご了承ください。

【e-GOVポータルサイト URL・二次元バーコード】

<https://www.e-gov.go.jp/>



2 検索する際の建設リサイクル法の正式名称及び関係省令名等について

上記ポータルサイトの法令検索を行う場合に、以下の法律名称で検索してください。

(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

通称「建設リサイクル法」と呼ばれる法律の正式名称です。

(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令

法で「政令で定める…」とあるものについては、当該施行令をご確認ください。

(3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則

法又は施行令で「主務省令で定める…」とあるものについては、当該規則又は下記省令をご確認ください。

(4) 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令

法又は施行令で「主務省令で定める…」とあるものについては、当該省令又は上記規則をご確認ください。



横浜市 資源循環局
事業系廃棄物対策課 管理係

令和8年5月改訂

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10 市庁舎 23 階

TEL 045-671-3446